

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	国際仲裁制度の現状と課題—国際調停の利用を含めて—
他言語論題 Title in other language	Current Issues in the International Arbitration System, including the Use of International Mediation
著者 / 所属 Author(s)	千原 正敬 (CHIHARA Masahiro) / 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員 行政法務調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	847
刊行日 Issue Date	2021-7-20
ページ Pages	01-30
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	国際仲裁制度の意義、国際仲裁の仕組み、国際仲裁の活性化に向けた国内外の取組、国際仲裁と密接に関連する国際調停に関する制度を紹介するとともに、仲裁法制に関する主要な課題を整理する。

\* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

\* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

# 国際仲裁制度の現状と課題

## —国際調停の利用を含めて—

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
専門調査員 行政法務調査室主任 千原 正敬

### 目 次

はじめに

#### I 国際仲裁制度の意義

- 1 国際訴訟との比較
- 2 国際仲裁に関する法制度

#### II 国際仲裁の仕組み

- 1 機関仲裁とアドホック仲裁
- 2 機関仲裁における手続の流れ
- 3 主要な国際仲裁機関

#### III 国際仲裁の活性化に向けた取組

- 1 諸外国の状況
- 2 日本の取組

#### IV 国際調停制度の意義

- 1 調停と仲裁の関係
- 2 国際調停に関する法制度

#### V 仲裁法制の課題

- 1 仲裁法制の見直しをめぐる経緯
- 2 暫定保全措置に対する執行力の付与
- 3 調停による和解合意に対する執行力の付与

おわりに

キーワード：仲裁法、国際仲裁、ニューヨーク条約、UNCITRAL モデル法、国際調停、シンガポール条約

## 要 旨

- ① 世界的には、国際仲裁は、欧米先進国を中心に発展してきたが、近年、アジア各国においても、自国を仲裁地等とする国際仲裁の振興に注力し、その発展が著しい。また、国際仲裁については、ニューヨーク条約によって、世界のほとんどの国で強制執行を行うことが可能となるとともに、国際連合国際商取引法委員会が策定した国際仲裁に関するモデル法（UNCITRAL モデル法）の各国における採用により、国際的な法制度の統一が進展しつつある。
- ② 日本では、旧民事訴訟法（明治 23 年法律第 29 号）によって仲裁制度が導入され、その後、UNCITRAL モデル法に準拠した仲裁法（平成 15 年法律第 138 号）が制定された。日本は、仲裁に関し、比較的長い歴史と国際標準の法制度を有しているが、日本における国際仲裁の利用件数は、その経済力に比し低迷が続いている。このような情勢の下、日本においても、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備の取組がようやく見られるようになり、2006 年の UNCITRAL モデル法の改正に対応する規律の整備として、仲裁廷による暫定保全措置に執行力を付与すること等が法制審議会で検討されることとされた。
- ③ 国際取引紛争の解決において、近年、国際仲裁と国際調停の相互利用が図られるなどして、国際調停により成立した和解合意にも執行力を付与する必要があるとの機運が国際的に高まり、シンガポール条約が、2018 年に国際連合総会で採択され、2020 年に発効した。日本においても、国際調停の実効性を確保しその活性化を図ることは、国際仲裁の活性化に資することから、同条約に対応する規律の整備について、国内法制との整合性も含めた検討が法制審議会でされている。
- ④ 国際仲裁を活性化し、日本を仲裁地等とする国際仲裁を魅力的なものとすることは、自国企業の紛争解決の利便性を高めるだけでなく、法の支配をもたらすインフラストラクチャーを国際社会に提供することを意味し、国際的地位を高めることにも繋がる。そのためには、ハード・ソフト両面で官民一体となった中長期にわたるより一層の取組が求められる。
- ⑤ 仲裁法制については、暫定保全措置に対する執行力の付与に関する問題とともに、調停による和解合意に対する執行力の付与に関する問題も重要である。これらの仲裁法制に関する法制審議会における検討は、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する取組の一環として、その動向を今後とも注視していく必要がある。

## はじめに

仲裁とは、民事上の紛争について、当事者がその解決を第三者である仲裁人に委ね、仲裁人の判断に終局的に服する旨の合意に基づき紛争を解決する制度である<sup>(1)</sup>。日本では、伝統的に司法への強い信頼があり、紛争が起これば裁判所に訴えればよいという安心感があるため、国内における企業間の取引紛争の解決の手段として仲裁が利用される例はほとんどなく、仲裁は、国際取引紛争の解決により適格的であった<sup>(2)</sup>。仲裁における法律関係を構成する要素のうち、その一部であっても複数の国に関係する国際的な要素を含むものは国際仲裁と呼ばれるが<sup>(3)</sup>、グローバル化が進展し国際取引が緊密化した現代において、世界的に国際仲裁の需要が高まっており、その重要性が一層増大している。また、調停<sup>(4)</sup>については、費用及び時間の面で低コストであることから、国際取引紛争の解決の手段として近年注目されている。

本稿では、国際仲裁制度の意義、国際仲裁の仕組み、国際仲裁の活性化に向けた国内外の取組などを解説するとともに、国際仲裁と密接に関連する国際調停<sup>(5)</sup>に関する制度を紹介しつつ、仲裁法制に関する主要な課題を整理する。

## I 国際仲裁制度の意義

### 1 国際訴訟との比較

#### (1) 国際訴訟と国際仲裁

国際取引紛争を解決する代表的な制度として、国際訴訟と国際仲裁を挙げることができる。国際取引紛争の当事者が当該紛争と関連性を有する特定の国の裁判所を利用する国際訴訟の場合、裁判所が当該紛争について公正な立場で裁判を行うという制度的保障はなく、また、相手方当事者の所在する国の裁判所で紛争の解決が図られる他方の当事者は様々な困難を伴う。そのため、国際取引紛争の解決を裁判所以外の機関で行う国際仲裁は、国際的な商取引の世界では古くから用いられてきた<sup>(6)</sup>。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021（令和3）年6月10日である。

(1) 「仲裁」の定義については、山本和彦・山田文『ADR 仲裁法 第2版』日本評論社、2015、p.290；小島武司・猪股孝史『仲裁法』日本評論社、2014、pp.1-2等を参照。

(2) 谷口安平・鈴木五十三編著『国際商事仲裁の法と実務』丸善雄松堂、2016、pp.43-44。

(3) 国際取引紛争の仲裁について、従来は、国際公法上の仲裁裁判と区別するために「国際商事仲裁」という用語が一般に用いられてきたが、最近では、国際海事仲裁を含め、より広い範囲での国際取引紛争の仲裁を意味するものとして「国際仲裁」という用語が定着しつつある（本間靖規ほか『国際民事手続法 第2版』（有斐閣アルマ・Advanced）有斐閣、2012、p.232）。本稿では、それに倣って「国際仲裁」という用語を用いる。なお、「国際仲裁」の定義及びその「国内仲裁」との区別については山本・山田 前掲注(1)、pp.295、375-376；小島・猪股 前掲注(1)、pp.31-32等を、国際海事仲裁については谷口・鈴木編著 同上、pp.463-478を参照。

(4) 「調停」の定義については、「紛争当事者が、手続主宰者（調停人）による仲介等の援助を得ながら、解決合意の成立を目指す自主的な手続」などとされている（山本・山田 同上、pp.150-153）。

(5) 「調停」には、民間機関又は私人が手続を実施する「民間調停」のほか、裁判所又はその機関が手続を実施する「司法調停」、行政機関が手続を実施する「行政調停」がある（商事法務編『仲裁法制の見直しを中心とした研究会報告書一付・諸外国等における仲裁法制についての調査報告書一』（別冊 NBL No.172）商事法務、2020、p.82）。本稿においては、「民間調停」のうち、商取引に関する国際的な法的紛争について、私人である調停人が手続を実施する「国際調停」を取り上げる。

(6) 谷口・鈴木編著 前掲注(2)、p.47；李鎬元（吉垣実訳）「講演 国際商事紛争の解決方法としての国際仲裁について—国際仲裁手続の流れと国際仲裁の利点・問題点の検討を中心に—」『愛知大学法学部法経論集』214号、

## (2) 国際訴訟との共通点

訴訟と仲裁の共通点は、①裁判官又は仲裁人の判断は、強制力があり、当事者は、その内容が仮に意に反するものであったとしてもそれに従わざるを得ないこと、②当該判断は、証拠等から事実を認定し、これに法律を適用することによって行われること、③当該判断は、基本的に、当事者から請求された事項に限られることである<sup>(7)</sup>。

また、和解という選択肢があることも共通しており<sup>(8)</sup>、国際仲裁においても、仲裁手続中に当事者間で和解交渉又は調停が行われることがある。ただし、国際仲裁の実務においては、仲裁手続を指揮して仲裁判断を行う仲裁廷 (Arbitral Tribunal) が和解を試みることは当然視されておらず、むしろ、仲裁廷は仲裁判断を行うことを使命としていることから、仲裁廷が和解を試みることは当事者からの要請があった場合に例外的に行い得るにすぎないという理解が一般的である<sup>(9)</sup>。当事者間において和解が成立した場合には、和解契約書が交わされることになるが、その和解契約書に執行力を持たせるために、仲裁判断を行うことが少なからずある<sup>(10)</sup>。

## (3) 国際仲裁の長所等

国際訴訟と比較した場合において、国際仲裁には上訴が認められず、判断の対象が当事者にとって重大な事項であるような場合にはリスクが大きいこと、仲裁費用<sup>(11)</sup> (仲裁人の費用、仲裁機関の事務管理費用、仲裁代理人の費用) が全て利用者負担でありその費用負担が大きいことなどが指摘される<sup>(12)</sup>。しかし、国際仲裁には、国際取引紛争の解決の手段として様々な長所があるとされ、①国際的強制力、②中立性、③専門性、④柔軟性、⑤非公開性、⑥迅速性などが挙げられる<sup>(13)</sup>。

### (i) 国際的強制力

一般的に、訴訟における判決は国家という法域の範囲を超えて強制執行することはできないのが原則であり、現状では、外国判決の承認及び執行が認められるケースは少ない。例えば、2019 (令和元) 年 7 月 2 日にハーグ国際私法会議の第 22 会期外交会議で採択された「民事又は商事に関する外国判決の承認及び執行に関する条約」<sup>(14)</sup>において、民事又は商事に関する判決であって他の締約国の裁判所が下したもの (外国判決) は、締約国において、承認され、か

2018.3, p.124.

(7) 関戸麦『わかりやすい国際仲裁の実務』(別冊 NBL No.167) 商事法務, 2019, p.3.

(8) 民事訴訟法 (平成 8 年法律第 109 号) 第 89 条、仲裁法 (平成 15 年法律第 138 号) 第 38 条。仲裁法は、仲裁について、国内・国際や民事・商事の区別なく広く適用される (第 2 条第 1 項)。

(9) 谷口・鈴木編著 前掲注(2), p.282.

(10) 大貫雅晴『国際商取引紛争解決の法と実務—交渉, 調停, 仲裁の戦略的活用—』同文館出版, 2018, p.146.

(11) 仲裁費用は、国際標準的には、敗訴当事者に負担させることが可能である (栗田哲郎編著, 吉田武史ほか『アジア国際商事仲裁の実務』レクシスネクシス・ジャパン, 2014, p.54)。

(12) 中村達也『国際取引紛争—紛争解決の基本ルール— 第 3 版』成文堂, 2019, p.159; 井上治「紛争解決のための国際仲裁の得失—国際的企業にとって仲裁は紛争解決の有効な選択肢— (特集 グローバル企業必須の国際仲裁情報)』『The Lawyers』12 巻 5 号, 2015.5, p.15. 国際仲裁の短所として、司法判断と比べて、一般に、法の統一性や可視性において劣点なども指摘される (小島・猪股 前掲注(1), p.43)。

(13) 国際仲裁の長所については、栗田編著, 吉田ほか 前掲注(11), pp.47, 51-53; 井上 同上, pp.13-15; 川西風人「国際仲裁に付するにふさわしい案件の検討と実務の進め方 (特集 グローバル企業必須の国際仲裁情報)』『The Lawyers』12 巻 5 号, 2015.5, pp.7-8.

(14) “41: Convention of 2 July 2019 on the Recognition and Enforcement of Foreign Judgments in Civil or Commercial Matters,” *Full Text*. HCCH Website <<https://www.hcch.net/en/instruments/conventions/full-text/?cid=137>>

つ、執行されることとされているが（第1条、第4条第1項）、2021（令和3）年3月現在、同条約の署名国は、3か国にとどまる<sup>(15)</sup>。これに対し、国際仲裁については、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards. 昭和36年条約第10号。以下「ニューヨーク条約」という。）<sup>(16)</sup>があり、同月現在、その締約国は168か国<sup>(17)</sup>である<sup>(18)</sup>。ニューヨーク条約によって、他の締約国で行われた仲裁判断（外国仲裁判断）の承認及び執行が締約国相互に義務付けられているため、世界のほとんどの国で強制執行を行うことが可能である。

## （ii）判断の中立性

国際訴訟においては、裁判所が自国側の当事者に有利な判断をする可能性がある<sup>(19)</sup>。これに対し、仲裁においては、当事者が公正・中立な仲裁人を選ぶことが可能であり、また、仮に仲裁人の選任について合意できなくても、仲裁人を選定する機関についての合意も可能であり、国際訴訟のように判断権者の中立性が問題になることは多くない。

## （iii）判断権者の専門性

国際取引において生じる紛争は、事案の適切な理解のために専門分野についての知識が重要となる案件が多い。しかし、訴訟においては、担当裁判官が紛争に特有の専門的な知識を持ち合わせているとは限らない。これに対し、仲裁においては、当事者が仲裁人を選定できるので、高度の専門性が要求される案件において、紛争の事案に最も適した専門知識や国際仲裁に豊富な経験を持つ者を仲裁人を選ぶことができる<sup>(20)</sup>。

## （iv）手続の柔軟性

訴訟手続において、使用言語はその国の公用語を用いることが通常であり、翻訳や通訳に多大な費用と労力を費やすという問題が生じる。また、例えば、米国の民事訴訟におけるディスカバリー（証拠収集手続）<sup>(21)</sup>のように、広範な証拠開示手続が必要になり、時間と費用におい

(15) 条約の署名国は、イスラエル、ウクライナ、ウルグアイの3か国であるが、条約を批准している国はない（“41: Convention of 2 July 2019 on the Recognition and Enforcement of Foreign Judgments in Civil or Commercial Matters,” *Status Table. ibid.* <<https://www.hcch.net/en/instruments/conventions/status-table/?cid=137>>）。

(16) “United Nations Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards (New York, 10 June 1958).” New York Arbitration Convention Website <<https://www.newyorkconvention.org/english>>; 「(定訳) 外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S38-E4-1299-3.pdf>>

(17) “Belize accedes to Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards: The 168th country to become party to the Convention,” 17 March 2021. United Nations Information Service Website <<https://unis.unvienna.org/unis/en/pressrels/2021/unis1311.html>>

(18) ニューヨーク条約の締約国のリストについては、“Contracting States: List of Contracting States.” New York Arbitration Convention Website <<https://www.newyorkconvention.org/list+of+contracting+states>> 日本は、同条約に1961（昭和36）年6月20日に加盟した。

(19) 新興国においては、裁判システムなど法的紛争解決のメカニズムなどが十分整備されていないことがあり、公正な裁判が期待できないケースがある（大野顕司「(「国際」転じて)「グローバル」法務人材に求めるもの—企業の立場から—(特集 国際法務人材の拡充に向けて)」『法律のひろば』70巻7号, 2017.7, p.16)。

(20) 例えば、国際海事仲裁（前掲注(3)参照）と呼ばれる専門の仲裁手続では、それを専門にする仲裁人が活躍している。

(21) ディスカバリー (discovery) とは、当事者が相手方及び第三者から証拠を入手するための手続である。英米法のディスカバリーは、一般に、大陸法よりも広い範囲でディスカバリーを認め、特に米国におけるディスカバリーの対象は広範であり、そのために多大な労力と費用が費やされる（関戸 前掲注(7), pp.98-99)。米国におけるディスカバリーについては、関戸麦編著、高宮雄介ほか『わかりやすい米国民事訴訟の実務』商事法務, 2018, pp.105-

て多大な負担を強いられることも少なくない。これに対し、仲裁においては、当事者が合意により手続を定めることが認められている。そのため、国際取引に広く使用されている英語を使用言語と定めることや、事案の規模・性質を考慮して書面のみで仲裁を行う簡易仲裁手続<sup>(22)</sup>を選択するなど、当事者の合意によって柔軟な対応が可能となる。

#### (v) 手続及び判断の非公開性

訴訟においては、通常、その手続や判決は公開が原則とされている<sup>(23)</sup>。そのため、企業秘密が問題となる案件等の紛争解決手段としては望ましくない場合がある。これに対し、仲裁においては、非公開で手続が進められるのが通常であり、仲裁判断の内容についても非公開にすることが可能であるため、企業の重要な情報が第三者に流出してしまうといった問題が発生することは少ない。また、当事者、仲裁人その他の関係者に守秘義務を課すといった方策を併せて行えば<sup>(24)</sup>、紛争の発生から解決に至るまでの全てを秘密にすることも可能であり、紛争に巻き込まれているという事実それ自体によって自らの信用を損なう風評リスクを避けることができる。

#### (vi) 手続の迅速性

訴訟においては、原則、上級の裁判所に対する上訴が認められている。また、国際訴訟において、訴状等の送達や証拠調べ等の裁判上の行為を行うためには、一般には正式な外交ルートを利用しなければならず<sup>(25)</sup>、訴状等を送達するためだけに数か月から、長い場合1年以上の期間を要する。これに対し、仲裁は、第一審限りで終了することが通常であり、また、仲裁は、裁判権の行使ではないため、訴状等の送達や証拠調べの方法等についても、当事者間で合意することができる。例えば、仲裁に関する通知は、受領の確認ができる郵送、民間の国際宅配便、ファックス、電子メール等の種々の方法を使用して、外交ルートを経ることなく送達が可能であり、短期間で送達を完了することができる。

## 2 国際仲裁に関する法制度

### (1) 条約

仲裁に関する最初の多国間条約として、1923（大正12）年に国際連盟主導の下、「仲裁条項ニ関スル議定書」<sup>(26)</sup>（Protocol on Arbitration Clauses. 昭和3年条約第3号）が採択された。同議

151等を参照。

<sup>(22)</sup> 簡易仲裁手続は、簡潔かつ迅速な手続による紛争解決を目指す仲裁手続で、一定金額以下の紛争の場合に適用され、仲裁手続の利用のハードルを下げるものとして近時注目を集め、多くの仲裁機関の仲裁手続に関する規則に簡易仲裁手続に関する規定が設けられている（大貫 前掲注(10), p.139）。簡易仲裁手続の要件、内容等については、関戸 同上, pp.28-32等を参照。

<sup>(23)</sup> 例えば、日本国憲法では、裁判の対審及び判決は公開法廷で行うこととされている（第82条第1項）。

<sup>(24)</sup> 多くの仲裁機関の仲裁手続に関する規則では、秘密保持義務は当然に生じるものではなく、当事者が仲裁条項において明確に規定した場合のみ生じるが、他方、別段の合意がある場合を除き、当事者に対し秘密保持義務を課すもの（例えば、ロンドン国際仲裁裁判所の仲裁規則（LCIA 仲裁規則）第30条）もある（Peter Godwin・Peter Coney「仲裁機関による仲裁とアドホック仲裁」『国際商事法務』34巻1号, 2006, p.12）。LCIA 仲裁規則については、次章（第II章）第3節(2)(ii)を参照。

<sup>(25)</sup> 訴状等の送達を当該国の了解なく行えるとすると、当該国の主権を侵害するおそれがある（栗田編著、吉田ほか 前掲注(11), p.53; 山宮道代「日本と台湾の企業間契約における紛争解決条項」『Business Law Journal』5巻12号, 2012.12, p.84）。

<sup>(26)</sup> “Protocol on Arbitration Clauses.” New York Arbitration Convention Website <<https://www.newyorkconvention.org/>>

定書は、各締約国は自国内で行われた仲裁判断の執行を確保すべき旨を規定するにとどまり(第3条)、自国外で行われた仲裁判断の承認及び執行に関する規定を欠いていた。その不備を補うために1927(昭和2)年に採択されたのが「千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外国仲裁判断の執行に関する条約」(Convention on the Execution of Foreign Arbitral Awards. Signed at Geneva, September 26, 1927. 昭和27年条約第11号)<sup>(27)</sup>である。同条約は、外国仲裁判断に執行力を与えることを締約国相互に約したものであるが、外国仲裁判断の承認及び執行の要件が不明確であり、また、仲裁判断の確定を証明するために、その執行国のみならずその言渡国でも執行許可を得ることが実務上必要になるという問題があった。そのため、国際連合主導の下で新たな条約を作成することとなり、1958(昭和33)年に採択されたのが、ニューヨーク条約である<sup>(28)</sup>。

## (2) モデル法

1985(昭和60)年、ニューヨーク条約を基礎として、「国際連合国際商取引法委員会」(United Nations Commission on International Trade Law: UNCITRAL)<sup>(29)</sup>によって「国際商事仲裁に関するUNCITRALモデル法」(UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration. 以下「UNCITRALモデル法」という。)が策定され、2006(平成18)年、その改正が行われた(改正後のUNCITRALモデル法を、以下「改正UNCITRALモデル法」という。)<sup>(30)</sup>。UNCITRALモデル法は、仲裁合意から仲裁判断の承認及び執行に至るまでの全ての段階をカバーしている<sup>(31)</sup>。

UNCITRALモデル法の特徴は、①仲裁手続について標準的な立法モデルを示し、国際的な仲裁の統一を実現しようとしていること、②各国の司法権の仲裁への介入を極力制限することで仲裁手続に対する予見可能性を高めていること等である<sup>(32)</sup>。

国際商取引の分野における法を統一するための手法としては、条約が最も強力な手法であるが、UNCITRALモデル法を作成するUNCITRALの作業部会では、仲裁に関しては、各国の実務にそれぞれかなりの差異があるので、あまり強く縛るのは適当ではないということから、モデル法に落ち着いた<sup>(33)</sup>。条約は締約国に対して拘束力を有し、締約国は条約が留保することを認めている特定の条項についてのみ改変することができるのに対し、モデル法は各国が採用

11165/web/files/document/1/6/16019.pdf> 本議定書は、「ジュネーヴ議定書」とも呼ばれる。

(27) “Convention on the Execution of Foreign Arbitral Awards.” *ibid.* <<https://www.newyorkconvention.org/11165/web/files/document/1/6/16020.pdf>> 本条約は、「ジュネーヴ条約」とも呼ばれる。同条約の公定訳については、「(定訳)千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外国仲裁判断の執行に関する条約」外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S38-E4-1273.pdf>>

(28) 本間ほか 前掲注(3), pp.234-235.

(29) UNCITRALは、1966(昭和41)年12月に国際連合総会によって設置された機関で、同総会で選出される60か国の代表で構成され、国際商取引法の調和を目的として、条約、モデル法、規則、法的指針を發達させ、それによって世界の取引を円滑にするための機関である(「国際商取引法」国際連合広報センターウェブサイト <[https://www.unic.or.jp/activities/international\\_law/intl\\_trade\\_law/](https://www.unic.or.jp/activities/international_law/intl_trade_law/)>)。

(30) United Nations, *UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration 1985: With amendments as adopted in 2006*, Vienna: United Nations Publication, 2008. <[https://uncitral.un.org/sites/uncitral.un.org/files/media-documents/uncitral/en/19-09955\\_e\\_ebook.pdf](https://uncitral.un.org/sites/uncitral.un.org/files/media-documents/uncitral/en/19-09955_e_ebook.pdf)>

(31) “UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration (1985), with amendments as adopted in 2006.” United Nations Commission on International Trade Law Website <[https://uncitral.un.org/en/texts/arbitration/modellaw/commercial\\_arbitration](https://uncitral.un.org/en/texts/arbitration/modellaw/commercial_arbitration)>

(32) 楊曄『国際商事仲裁判断の承認及び執行に関する序説的研究—国際立法動向及び先進国の内国法、その中国への示唆—』クロスカルチャー出版事業部, 2015, pp.11-12.

(33) 三木浩一・山本和彦編『新仲裁法の理論と実務』(ジュリスト増刊)有斐閣, 2006, p.9.



することを検討するためのモデルとして提案され、各条項を改変することは基本的に採用国に委ねられている<sup>(34)</sup>。ただし、モデル法からの逸脱の程度が大きくなれば、モデル法によって達成しようとしている国際的な調和が図られなくなるため、UNCITRALは、UNCITRALモデル法を採用する各国に対して、同法からの逸脱を最小限とすること及び各条項に改変を加える場合には同法の基本原則に反しないことを求めている<sup>(35)</sup>。

### (3) 国内法

仲裁に関し、UNCITRALモデル法を採用した各国は、一般に「仲裁法」と称される国内法をそれぞれ独自に整備している<sup>(36)</sup>。各国の仲裁法は、自国内で行われる仲裁の手續に関し、当事者間の合意に欠けているものを補充したり、手續の適正や公平を担保したりするために裁判所が介入する規定を定めている。各国がUNCITRALモデル法に準拠することで、各国の仲裁法の調和が進んでいるが、その状況を見ると、2021（令和3）年3月現在、UNCITRALモデル法に準拠した法制を採用している国は85か国（州等を含めると合計118）であり、このうち改正UNCITRALモデル法に対応しているとされる国は22か国（州等を含めると合計36）である<sup>(37)</sup>。

日本における近代的な仲裁制度は、1890（明治23）年制定の民事訴訟法（明治23年法律第29号。以下「旧民事訴訟法」という。）により導入された。旧民事訴訟法は、基本的に、1877（明治10）年制定のドイツ民事訴訟法典第10編の規定を無修正に近い形で翻訳して「第8編 仲裁手續」とした。これは、「仲裁法」という単行法を制定することなく、「民事訴訟法」の一部として立法したものである<sup>(38)</sup>。仲裁手續に関する旧民事訴訟法第8編の規定は、旧民事訴訟法の制定から110年以上実質的な改正が行われることなく維持されたが、司法制度改革推進本部<sup>(39)</sup>に設けられた仲裁検討会<sup>(40)</sup>を中心に法改正の準備が進められ、2003（平成15）年、UNCITRALモデル法に準拠して仲裁法（平成15年法律第138号）が制定された<sup>(41)</sup>。これにより、日本は、UNCITRALモデル法の第45番目の採用国（地域）となった<sup>(42)</sup>。

### (4) 仲裁規則

仲裁手續を規整する手續規則（以下「仲裁規則」という。）は、当事者間の合意によって、当事者間の仲裁をどのような手續で行うかを規定するものである。仲裁規則においては、一般

<sup>(34)</sup> “Frequently Asked Questions: UNCITRAL Texts.” United Nations Commission on International Trade Law Website <<https://uncitral.un.org/en/about/faq/texts>>

<sup>(35)</sup> 三木浩一「UNCITRAL国際商事調停モデル法の解説」（ADR検討会第10回会合 資料10-6）2002.12.9, p.1. 首相官邸ウェブサイト <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/adr/dai10/10siryou6.pdf>>

<sup>(36)</sup> 各国の仲裁法については、仲裁法制研究会編『世界の仲裁法規』（別冊NBL No.78）商事法務，2003，pp.23-437；商事法務編 前掲注(5)，pp.227-287を参照。

<sup>(37)</sup> “Status: UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration (1985), with amendments as adopted in 2006.” United Nations Commission on International Trade Law Website <[https://uncitral.un.org/en/texts/arbitration/modellaw/commercial\\_arbitration/status](https://uncitral.un.org/en/texts/arbitration/modellaw/commercial_arbitration/status)>

<sup>(38)</sup> 小島・猪股 前掲注(1)，pp.10-11.

<sup>(39)</sup> 「司法制度改革推進本部」首相官邸ウェブサイト <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/index.html>>

<sup>(40)</sup> 「仲裁検討会」同上 <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/04tyusai.html>>

<sup>(41)</sup> 仲裁法は、2003（平成15）年8月1日に公布され、2004（平成16）年3月1日から施行された。旧民事訴訟法（明治23年法律第29号）は、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の施行に際し「第7編 公示催告手續」と「第8編 仲裁手續」が残され「公示催告手續及び仲裁手續ニ関スル法律」と題名が改められ、仲裁法の施行に際し「第7編 公示催告手續」が残され「公示催告手續ニ関スル法律」と題名が改められたが、その後、「民事関係手續の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第152号）により廃止された。

<sup>(42)</sup> 三木・山本編 前掲注(3)

的に、仲裁地及び審問場所<sup>(43)</sup>、仲裁機関、仲裁人の数、使用言語、秘密の保持、証拠調べの方法、仲裁費用などの事項が定められる<sup>(44)</sup>。各国の仲裁法は、基本的に仲裁手続の基本的事項又は補充的事項を定めるにとどまるので、同法において定める公の秩序に関する規定に反しない限り、仲裁合意の当事者は仲裁規則を自由に定めることができる。もっとも、仲裁手続を進めるに当たっては、書面の送付、日程の調整、審問場所の確保など様々な事務が必要になり、世界には、円滑な手続進行に助力する様々な仲裁機関<sup>(45)</sup>が存在し、各仲裁機関の定める仲裁規則の内容が相互に似通っているため、当事者が合意する仲裁規則は、通常、その内容が似通ったものになる<sup>(46)</sup>。

## II 国際仲裁の仕組み

### 1 機関仲裁とアドホック仲裁

仲裁手続については、①常設の国際仲裁機関を選択し、その管理下で仲裁手続を行う「機関仲裁」(Institutional Arbitration)と、②常設の国際仲裁機関を選択しないで、当事者又はその代理人と仲裁人が全ての仲裁手続を自前で行う「アドホック仲裁」(Ad Hoc Arbitration)の2つの選択肢がある<sup>(47)</sup>。

常設の国際仲裁機関は、専門家を仲裁人名簿に登録し、また、それぞれ仲裁規則を制定している。機関仲裁においては、当事者が仲裁機関を選定すると、通常、仲裁機関があらかじめ用意した仲裁人名簿から仲裁人が選任され、仲裁手続も仲裁機関の定めた仲裁規則に従って実施され、仲裁機関の事務局による事務管理面の支援が受けられる。仲裁機関は、仲裁手続にとって必須のものではないが、仲裁機関の存在によって様々な支援が得られるという一定の安心感があること等から、機関仲裁の方が一般的である<sup>(48)</sup>。

これに対し、アドホック仲裁においては、仲裁機関の管理を受けないため、仲裁機関が定めた仲裁規則に拘束されず、当事者の合意に基づいて極めて柔軟な手続で行うことができる。アドホック仲裁では、通常、仲裁人の選定は当事者の合意により行われるが、当事者が合意できなかった場合、各国の仲裁法などにに基づき、最終的には裁判所の援助を求めることが必要になる。仲裁地や仲裁手続の決定なども全て当事者の合意により、又は選定された仲裁人が取り決めることにより行われる。特に問題が生じなかった場合には、アドホック仲裁は機関仲裁より費用が少なく済む<sup>(49)</sup>。しかし、当事者の一方が非協力的である場合、アドホック仲裁には、

(43) 仲裁地 (Seat of Arbitration) は、法律上の概念であり、①仲裁地の所在する国が国際裁判管轄権を有し、②仲裁地の法が仲裁手続準拠法として適用され、③仲裁地以外の国における仲裁判断の承認及び執行であれば外国仲裁判断としてニューヨーク条約の対象となる。審問場所 (Place of Hearing) は、実際に仲裁手続に関して審問手続が行われる場所である。審問場所は、仲裁地でなくてもよいが、実務上は、特に支障がない限り、仲裁地を審問場所とすることが多い (谷口・鈴木編著 前掲注(2), pp.74-75; 児玉実史「国際取引契約における準拠法条項及び仲裁・調停条項の実務」『JCA ジャーナル』68巻2号, 2021.2, p.6)。

(44) 李 (吉垣訳) 前掲注(6), p.127.

(45) 仲裁機関の提供する役務の内容は、それぞれの仲裁機関によって異なるが、仲裁機関は、50以上の国に100くらい存在する (中村 前掲注(12), p.162)。

(46) 小島・猪股 前掲注(1), pp.14-15; 谷口・鈴木編著 前掲注(2), pp.49-50.

(47) 中国の仲裁法では、仲裁地を中国とするアドホック仲裁の仲裁合意は無効とされる (中华人民共和国仲裁法 (2017年修正本) 第16条及び第18条 <<http://search.chinalaw.gov.cn/law/searchTitleDetail?LawID=404802&Query=%E4%BB%B2%E8%A3%81%E6%B3%95&IsExact=&PageIndex=2>> )。

(48) 関戸 前掲注(7), pp.6-7.

(49) 山本・山田 前掲注(1), p.294; 栗田編著, 吉田ほか 前掲注(11), pp.135-136.

手続の遅延、費用負担の増大のリスクや、仲裁に慣れていない当事者が手続を自ら行うことにより生じる手続上の瑕疵が発生しやすく、仲裁判断が取り消されるリスクがある。したがって、アドホック仲裁でも、実際に仲裁手続を進める上で仲裁規則が必要となり、通常、仲裁規則として、1976（昭和51）年4月にUNCITRALによりアドホック仲裁における便宜を主として想定して作成され、同年12月の国際連合総会において成立したUNCITRAL仲裁規則<sup>(50)</sup>が利用されることが多い<sup>(51)</sup>。

上記の機関仲裁とアドホック仲裁の主な相違点をまとめると、次の表のとおりである。

表 機関仲裁とアドホック仲裁の比較

	機関仲裁	アドホック仲裁
仲裁合意	仲裁合意において、仲裁機関を具体的に選択する必要がある。	仲裁合意において、仲裁機関を選択しない。
仲裁人の選任	当事者が仲裁人について合意できなかった場合、当事者が合意した仲裁機関の仲裁規則により、仲裁機関が仲裁人を選任する。	当事者が仲裁人について合意できなかった場合、手続の進行が困難になる。ただし、一般的には、各国の仲裁法に基づき、裁判所が仲裁人を選任することができる。
仲裁手続	一般的には、当事者が合意した仲裁機関の仲裁規則に従って手続が行われ、仲裁機関の事務局が手続の運営をサポートする。	仲裁機関を使わずに、当事者の合意により、又は選定された仲裁人が取り決めることにより、手続が行われる。ただし、実際には、当事者の合意により、UNCITRAL仲裁規則が一括して用いられることが多い。
費用	仲裁機関に事務管理費用などを支払う必要がある。	仲裁機関に支払う費用は不要であるが、仲裁人に費用を支払う必要がある。

(出典) 栗田哲郎編著, 吉田武史ほか『アジア国際商事仲裁の実務』レクシスネクシス・ジャパン, 2014, p.135の図表2-1等を基に筆者作成。

## 2 機関仲裁における手続の流れ

機関仲裁においては、仲裁手続は、一般的に、仲裁申立書の提出に始まり、審理を経て、仲裁判断で終わる。ただし、訴訟において、被告に応訴する意思がなくても、訴訟手続を進行させて判決を取得することが可能であるのとは異なり、仲裁においては、当事者間に仲裁合意がない限り、仲裁手続を進めて仲裁判断を得ることはできない。その意味で、仲裁は、仲裁合意をした時から既に始まっているとも言える。そこで、本節では、まず仲裁合意について取り上げ、次に機関仲裁における手続の流れの概要を説明する。また、当事者は仲裁判断に従うこと

<sup>(50)</sup> “United Nations Commission on International Trade Law (UNCITRAL): UNCITRAL Arbitration Rules.” United Nations Commission on International Trade Law Website <<https://uncitral.un.org/sites/uncitral.un.org/files/media-documents/uncitral/en/arb-rules.pdf>> UNCITRAL 仲裁規則は、2010（平成22）年に全面的な改正がされ、2013（平成25）年にも一部改正が行われている（United Nations Commission on International Trade Law, *UNCITRAL Arbitration Rules (as revised in 2010)*, New York: United Nations, 2011. <<https://uncitral.un.org/sites/uncitral.un.org/files/media-documents/uncitral/en/arb-rules-revised-2010-e.pdf>>; *idem*, *UNCITRAL Arbitration Rules (with new article 1, paragraph 4, as adopted in 2013)/ UNCITRAL Rules on Transparency in Treaty-based Investor-State Arbitration*, New York: United Nations, 2014. <<https://uncitral.un.org/sites/uncitral.un.org/files/media-documents/uncitral/en/uncitral-arbitration-rules-2013-e.pdf>>）。

<sup>(51)</sup> 大貫 前掲注(10), p.84; 中村 前掲注(12), p.164.

が原則<sup>(52)</sup>であるが、仲裁判断の効力が裁判で否定されることや、仲裁判断が任意に履行されないということもある。このため、仲裁判断後の手続として、仲裁判断の取消しや仲裁判断の承認及び執行があり、これらについても、本節で併せて取り上げることとする。

### (1) 仲裁合意

仲裁法において、仲裁合意とは、民事上の紛争の解決を私人である第三者（仲裁人）に委ね、かつ、その判断（仲裁判断）に服する旨の合意をいう（第2条第1項）。仲裁合意は、紛争が発生してから締結することが難しく、通常、契約を締結する際に仲裁合意も締結される<sup>(53)</sup>。仲裁合意は、書面によってしなければならないが（第13条第2項）、契約書面において仲裁条項を含む文書その一部を構成するものとして引用した場合、仲裁合意が電磁的記録によってされた場合、仲裁合意が記載された主張書面<sup>(54)</sup>を他方の当事者が提出した主張書面で争わない場合などは、その仲裁合意は書面によってされたものとされ、書面性の要件が充足されることになる（同条第3項から第5項まで）<sup>(55)</sup>。

仲裁合意の効力には、積極的効力と消極的効力の2つの効力がある。積極的効力とは、仲裁合意によって、当事者は紛争を仲裁に付する義務を負い、仲裁廷は仲裁を行う権限を与えられるという効力である。これに対し、消極的効力とは、仲裁合意が存在するにもかかわらず、当事者の一方が仲裁合意の対象となる紛争について訴訟を提起した場合、相手方の当事者である被告の申立てによって裁判所により訴えが却下されるという効力である<sup>(56)</sup>。この被告の申立ては、仲裁合意の妨訴抗弁と呼ばれるが、被告は、本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をする時までには妨訴抗弁を提出しなければならない（仲裁法第14条第1項第3号）。

仲裁は、訴訟と異なり、法律上の紛争のうち、一定の紛争に對象が限られる。この仲裁によって解決することができる對象の範囲を仲裁可能性（仲裁適格）という。仲裁法では、その仲裁可能性について、「当事者が和解をすることができる民事上の紛争（離婚又は離縁の紛争を除く。）を對象とする場合」に限るという要件を定めている（第13条第1項）。離婚又は離縁の紛争は和解が可能であるにもかかわらず（人事訴訟法（平成15年法律第109号）第37条第1項、第44条）、仲裁可能性を否定されているが、これは離婚又は離縁の紛争について判断することができる第三者は裁判所に限られるという政策的判断によるものである<sup>(57)</sup>。

上記に加えて、仲裁法上、消費者保護の観点から、消費者と事業者の間の将来において生ずる民事上の紛争を對象とする仲裁合意（消費者仲裁合意）については、消費者が仲裁の申立人となる場合を除いて、消費者に解除権が与えられている（附則第3条）。また、労働者を消費

52 紛争を仲裁人の判断に委ね、その判断に従うという合意に基づく紛争解決手続であるという仲裁制度の本質に鑑みれば、当事者はその判断に従わなければならないのが原則である（谷口・鈴木編著 前掲注(2), p.421）。

53 契約を締結する際に契約書の1つの条項として定められる仲裁合意を「仲裁条項」といい、紛争が発生してから締結される仲裁合意は一般に「仲裁付託合意」という（中村 前掲注(12), pp.152-153）。

54 主張書面とは、仲裁手続において当事者が作成して仲裁廷に提出する書面であって、当該当事者の主張が記載されているものをいう（仲裁法第2条第3項）。

55 改正 UNCITRAL モデル法は、仲裁合意の書面性に関する第7条について、書面性の要件を大幅に緩和するオプションⅠと書面性の要件を撤廃するオプションⅡの2つの選択肢を提示している。オプションⅠは、仲裁合意は書面によらなければならないとしつつ、その内容が何らかの方式で記録されているときは、仲裁合意が口頭、行為又はその他の方法により締結されたとしても、書面によってされたものとする（法務省民事局参事官室「仲裁法等の改正に関する中間試案の補足説明」2021.3, pp.26-27. <<http://www.moj.go.jp/content/001344410.pdf>>）。

56 中村 前掲注(12), pp.179-180.

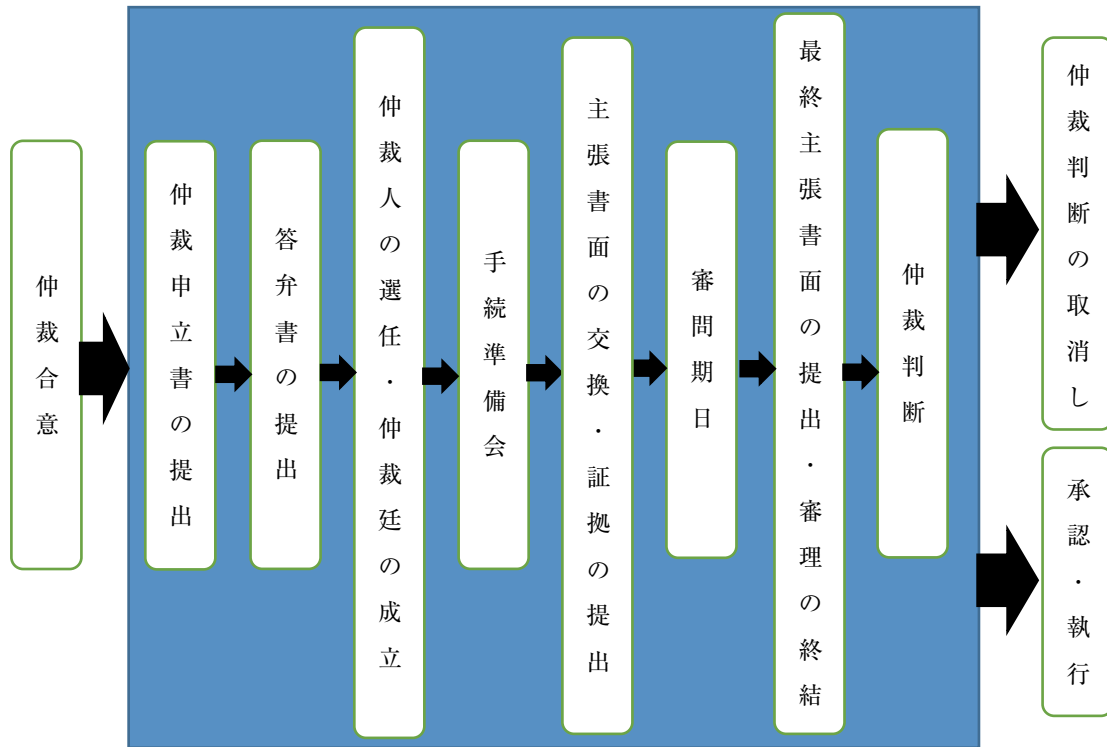
57 小島・猪股 前掲注(1), pp.78-79.

者以上に手厚く保護する観点から、将来において生ずる個別労働関係紛争を対象とする仲裁合意は無効とされる（附則第4条）。

(2) 仲裁申立書の提出から仲裁判断まで

仲裁機関ごとに仲裁規則が定められているが、機関仲裁における手続の枠組みは基本的に共通であり、その概要を示すと次の図のとおりである。

図 機関仲裁における手続の一例



(出典) 筆者作成。

仲裁合意の当事者の一方である申立人が仲裁申立書を仲裁機関に提出することにより仲裁が開始され、当該仲裁申立書は仲裁機関により被申立人へ送達されるが、その前に申立人は仲裁機関に仲裁手続の管理費用をあらかじめ納付しなければならない。仲裁申立書に記載すべき事項は、仲裁機関によって異なるが、申立ての趣旨及び申立ての理由のほか、仲裁人についての意見、仲裁手続の使用言語、仲裁地についての合意の内容又は意見などの記載を要するのが一般的である。これに対し、被申立人は、仲裁規則の定めに従って、仲裁申立書に対する答弁書を記載して仲裁機関に提出する<sup>(58)</sup>。

仲裁判断を行う仲裁廷が構成されるのは、仲裁申立書及び答弁書の提出の後である。仲裁廷は、通常、1人又は3人の仲裁人で構成される。国際的な商取引から生じる大型紛争の場合、3人の仲裁人によって仲裁廷が構成されることが多く、当事者はそのうち各1人ずつ仲裁人を選定し、その2人の仲裁人の協議・合意により第三仲裁人<sup>(59)</sup>を選定し、その協議・合意が調

58) ラース・マーケルト、細川慈子「国際仲裁入門—比較法的視点から（下）—」『JCA ジャーナル』65巻2号、2018.2、p.23; 李（吉垣訳）前掲注(6)、p.131.

59) 第三仲裁人は、実務慣習上、仲裁人の互選により仲裁廷の長に選任され、審理手続の指揮をとる（中村達也「国

わない場合には、仲裁機関が選定する方式を採る。一般に、国際仲裁においては、単独仲裁人又は第三仲裁人については、当事者とは異なる国籍を有していることが求められる<sup>(60)</sup>。

また、仲裁人の独立性と不偏性は仲裁制度の根幹に係る原理原則で、そのことに合理的な疑いを抱かせる事情がある場合には、仲裁人は忌避の対象となる。仲裁人の独立性と不偏性を評価すべき指針として、2004（平成16）年に国際法曹協会（International Bar Association: IBA）<sup>(61)</sup>が作成し、2014（平成26）年に改正された「国際仲裁における利益相反に関する IBA ガイドライン」（IBA 利益相反ガイドライン）<sup>(62)</sup>がある。同ガイドラインは、仲裁手続に当然に適用されるものではないが、各国の仲裁人、仲裁代理人、仲裁機関、裁判所が個々の事案で仲裁人の独立性と不偏性に関する事情の開示の要否や仲裁人の忌避の当否の判断を行う際の参考になるように作成され、国際仲裁実務において広く浸透している<sup>(63)</sup>。

手続準備会においては、仲裁廷は、仲裁申立書と答弁書に基づいて、主張書面の提出回数及びその期限、書証の提出時期、口頭審問の日程等について当事者と協議を行い、それらが固まると、仲裁廷からの手続命令（Procedural Order）等の形式で審理スケジュールが文書化されるのが一般的である<sup>(64)</sup>。証拠の取扱いに関しては、実務上、大陸法（civil law）と英米法（common law）の両者の調和が図られている「IBA 国際仲裁証拠調べ規則」<sup>(65)</sup>がガイドラインとして広く受け入れられ、多くの仲裁手続がこの規則に従い、又はこの規則を意識して実施されている。同規則は、書証の提出について詳細な定めを置くものではなく、また、仲裁廷の裁量を特段制限するものではないが、主張において依拠する文書を可能な限り提出するよう、積極的な書証の提出を当事者に求めている<sup>(66)</sup>。

当事者双方が書面での主張・立証を基本的に尽くした上で、審問期日に口頭での議論や証人尋問を行うというのが一般的な手続の流れである。審問期日においては、各当事者が冒頭陳述をして証人尋問全体の構成を説明し、各証人について主尋問と反対尋問がされる。審問期日は、集中的な審理を行う場面であり、1週間程度の期間、連日審理が行われることも珍しくない。仲裁手続における証人尋問の特徴として挙げられるのは、口頭審問における証人尋問の前に、通常、当該証人の陳述書を準備することである。陳述書は、証人尋問に先立って提出され、証

---

際仲裁における仲裁人の選任—JCAA 仲裁の実務を中心として（国際ビジネス紛争処理の法実務（第11回）国際商事仲裁における仲裁人の選定）—『ジュリスト』1502号, 2017.2, p.82。

(60) マーケルト・細川 前掲注(58), pp.23-24; 李（吉垣訳）前掲注(6), pp.131-132.

(61) IBA は、1947（昭和22）年、司法の運営を通じて世界の安定と平和に貢献することを目的に設立され、現在、世界の主要な法律事務所に所属する8万人以上の弁護士と、170か国以上にわたる約190の弁護士会等を会員として構成されている（“International Bar Association: the global voice of the legal profession,” 2021, p.9. International Bar Association Website <<https://www.ibanet.org/Document/Default.aspx?DocumentUId=9c9ce5e5-6bd6-410a-95e6-cab16ba74415>>）。

(62) “IBA Guidelines on Conflicts of Interest in International Arbitration: Adopted by resolution of the IBA Council on Thursday 23 October 2014.” *ibid.* <[https://www.ibanet.org/Publications/publications\\_IBA\\_guides\\_and\\_free\\_materials.aspx#collapseOne](https://www.ibanet.org/Publications/publications_IBA_guides_and_free_materials.aspx#collapseOne)>

(63) 小原淳見「仲裁人選びのポイントと仲裁人による開示義務・仲裁人忌避の基準—IBA ガイドライン（国際ビジネス紛争処理の法実務（第11回）国際商事仲裁における仲裁人の選定）—」『ジュリスト』1502号, 2017.2, pp.85-86. IBA 利益相反ガイドラインの詳細については、谷口・鈴木編著 前掲注(2), pp.174-179等を参照。

(64) マーケルト・細川 前掲注(58), p.24; 関戸 前掲注(7), p.89.

(65) “IBA Rules on the Taking of Evidence in International Arbitration: Adopted by resolution of the IBA Council 17 December 2020 International Bar Association.” International Bar Association Website <<https://www.ibanet.org/Document/Default.aspx?DocumentUId=DEF0807B-9FEC-43EF-B624-F2CB2AF7CF7B>>

(66) 関戸 前掲注(7), pp.87-88; 中村 前掲注(12), p.199.

人尋問の基礎とすることができる<sup>(67)</sup>。

審問期日後の手續として、最終主張書面が提出されるが、これは、一般的に、審問の結果を踏まえて、争点に絞って記載される。申立人及び被申立人が同時にその書面を提出することが一般的である。また、仲裁判断では、通常、仲裁費用について当事者のいずれが負担するかを具体的に定めるため、その前提として、各当事者から仲裁廷及び相手方当事者に対し、各当事者が負担した仲裁手續のために要した費用の情報提供が行われる。それらが終わると、仲裁廷は、審理の終結を宣言し、審理終結後は、仲裁廷が仲裁判断の書面作成に注力することになる。仲裁廷が仲裁判断を示すべき時期については、期限が定められていれば、仲裁廷はこれに従う必要がある。仲裁人が3人の場合でその判断が一致しないときは、多数決により決し、また、3人の仲裁人の判断が三者三様であるときは、仲裁廷の長の判断によることが多い<sup>(68)</sup>。

### (3) 仲裁判断の取消し並びに承認及び執行

#### (i) 仲裁判断の取消し

仲裁は、紛争の終局的解決手續であり、仲裁判断に不服であっても再び審理をやり直すことはできない。ただし、手續保障を欠くなどといった仲裁手續に重大な瑕疵があるときは、仲裁判断の効力は否定される。仲裁法では、仲裁判断の取消事由<sup>(69)</sup>があるときに限り、当事者の申立てにより、裁判所が仲裁判断を取り消すことを認めている（第44条）。仲裁判断に不服がある当事者は、この仲裁の取消制度を利用して仲裁判断を取り消すか、又は仲裁判断の執行が求められた時点で仲裁判断の効力を争うか、いずれかの方法を執ることになる<sup>(70)</sup>。

#### (ii) 仲裁判断の承認及び執行

仲裁法は、仲裁判断の承認拒否事由<sup>(71)</sup>がない限り、仲裁判断が確定判決と同一の効力を有すると定めている（第45条）。これは、特別の手續を要することなく仲裁判断が承認されるという自動承認を定めるもので、仲裁判断が行われた時点で、この自動承認の効力が生じる<sup>(72)</sup>。

仲裁判断の執行とは、仲裁判断に基づく強制執行を意味する。仲裁判断は、まず当事者の自主的な履行に委ねられるが、当事者が自主的に履行しない場合、他方の当事者が自力救済を行うことは許されず、国家の機関に仲裁判断の執行を求めることになる。仲裁法では、仲裁判断の執行のために、当事者から裁判所に対し、執行決定（仲裁判断に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。）の申立てをすることが必要であり、裁判所は、執行拒否事由があると認めて申立てを却下する場合を除き、執行決定をしなければならない（第46条）。

<sup>(67)</sup> マーケルト・細川 前掲注58, p.25.

<sup>(68)</sup> 関戸 前掲注(7), pp.129-131, 134-135.

<sup>(69)</sup> 仲裁判断の取消事由としては、①仲裁合意の無効（仲裁法第44条第1項第1号、第2号）、②当事者の手續保障違反（同項第3号、第4号）、③仲裁廷が仲裁権限を有しないこと（同項第5号）、④仲裁廷の構成その他手續の法令違反（同項第6号）、⑤仲裁申立事項の仲裁不可能性（同項第7号）、⑥公序違反（同項第8号）がある。

<sup>(70)</sup> 中村 前掲注(12), p.216.

<sup>(71)</sup> 仲裁判断の承認拒否事由は、仲裁判断の執行拒否事由と実質的に同一である（仲裁法第45条第2項）。また、仲裁判断の承認拒否事由及び執行拒否事由は、仲裁判断が仲裁地の属する国の裁判機関により取り消され、若しくは効力を停止されたこと（同項第7号）という仲裁判断の取消事由には存在しない事由がある点を除き、仲裁判断の取消事由と実質的に同一である（近藤昌昭ほか『仲裁法コンメンタール』商事法務, 2003, pp.273-275）。

<sup>(72)</sup> 関戸 前掲注(7), pp.159-160.

### 3 主要な国際仲裁機関

#### (1) 世界の主要な国際仲裁機関

国際仲裁は、欧米先進国を中心に発展してきたが、アジア各国においても、近年、その発展が著しい。また、仲裁機関は国家の裁判所と競争関係に立ち、他方で、仲裁機関は顧客をめぐって相互に厳しい競争を繰り広げている<sup>(73)</sup>。

仲裁制度が欧米で発達したという歴史的経緯などもあり、一般的に欧米の仲裁機関の歴史は長い。国際的に著名な仲裁機関として、本部がパリにある国際商業会議所 (International Chamber of Commerce: ICC) の ICC 国際仲裁裁判所 (ICC International Court of Arbitration)、ロンドン国際仲裁裁判所 (London Court of International Arbitration: LCIA)、本部がニューヨークにあるアメリカ仲裁協会 (American Arbitration Association: AAA) の傘下にある国際紛争解決センター (International Centre for Dispute Resolution: ICDR) などがある<sup>(74)</sup>。

他方、アジアの仲裁機関の歴史は比較的短い。香港国際仲裁センター (Hong Kong International Arbitration Centre: HKIAC) とシンガポール国際仲裁センター (Singapore International Arbitration Centre: SIAC) は、比較的新しい仲裁機関であるが、両者とも政府等の手厚い支援を受け、アジアの仲裁機関をリードする国際的な仲裁機関として高い評価を受けている。日本商事仲裁協会 (Japan Commercial Arbitration Association: JCAA) は、比較的歴史の長い仲裁機関であるが、日本を中心とする地域型の仲裁機関という評価が大勢を占めている<sup>(75)</sup>。

イギリスの大学と国際的な法律事務所が共同で、仲裁利用者を対象として、定期的に国際仲裁に関する調査を行っている。その「2018年国際仲裁調査」によると、仲裁利用者の選好度が高い仲裁機関は、上位4機関では、① ICC 国際仲裁裁判所、② LCIA、③ SIAC、④ HKIAC の順であったが<sup>(76)</sup>、その「2021年国際仲裁調査」によると、アジアの仲裁機関に対する選好度が相対的に上がり、① ICC 国際仲裁裁判所、② SIAC、③ HKIAC、④ LCIA の順であった<sup>(77)</sup>。

#### (2) 欧米の主要な国際仲裁機関

##### (i) ICC 国際仲裁裁判所

1923 (大正12) 年以来、ICC の附属機関として設置されているのが、ICC 国際仲裁裁判所である<sup>(78)</sup>。ICC 国際仲裁裁判所における仲裁手続の特徴としては、仲裁廷が当事者の請求等の概要及び請求金額並びに適用される手続規則、使用言語、仲裁地等を記載した付託事項書

<sup>(73)</sup> 石川克己「アジア各国における仲裁制度の発展と企業法務に与える影響」『JCA ジャーナル』65巻1号、2018.1、p.22; ペーター・ゴットヴァルト (中野俊一郎訳) 「国際商事仲裁」『神戸法学年報』31巻、2017、p.80。

<sup>(74)</sup> 山本・山田 前掲注(1)、p.295; 栗田編著、吉田ほか 前掲注(11)、pp.137-138。

<sup>(75)</sup> 栗田編著、吉田ほか 同上、p.138。なお、多数国間条約により設立された仲裁機関もあり、1899 (明治32) 年に国家間紛争の仲裁による解決に助力することを主たる目的として設立された常設仲裁裁判所 (Permanent Court of Arbitration: PCA) や、1996 (平成8) 年に世界銀行の一部を構成する形で設立された投資紛争解決国際センター (International Centre for Settlement of Investment Disputes: ICSID) などがある。前者は国家間紛争以外の商事紛争をも対象としており、後者は国家と私企業との間における投資条約仲裁にその対象を特化している (谷口・鈴木編著 前掲注(2)、pp.15-16、73-74、496-498)。

<sup>(76)</sup> Queen Mary University of London, School of International Arbitration and White & Case, 2018 *International Arbitration Survey: The Evolution of International Arbitration*, p.13. <[http://www.arbitration.qmul.ac.uk/media/arbitration/docs/2018-International-Arbitration-Survey---The-Evolution-of-International-Arbitration-\(2\).PDF](http://www.arbitration.qmul.ac.uk/media/arbitration/docs/2018-International-Arbitration-Survey---The-Evolution-of-International-Arbitration-(2).PDF)>

<sup>(77)</sup> Queen Mary University of London, School of International Arbitration and White & Case, 2021 *International Arbitration Survey: Adapting arbitration to a changing world*, pp.9-10. <[http://www.arbitration.qmul.ac.uk/media/arbitration/docs/LON0320037-QMUL-International-Arbitration-Survey-2021\\_19\\_WEB.pdf](http://www.arbitration.qmul.ac.uk/media/arbitration/docs/LON0320037-QMUL-International-Arbitration-Survey-2021_19_WEB.pdf)>

<sup>(78)</sup> “ICC International Court of Arbitration®.” ICC Website <<https://iccwbo.org/dispute-resolution-services/icc-international-court-arbitration/>>



(Terms of Reference) を作成しなければならないことと (ICC 仲裁規則<sup>(79)</sup> 第 23 条)、仲裁廷が仲裁判断に署名する前にその草案を国際仲裁裁判所<sup>(80)</sup> に提出して審査 (Scrutiny) を受けなければならないこと (同規則第 34 条) の 2 つが挙げられる。付託事項書を作成することによる利点又は機能としては、①当事者の請求、求める救済方法及び決定すべき問題が要約されること、②当事者、仲裁代理人、仲裁廷、適用される法、仲裁地、審問場所、使用言語などの重要な点を記録できること、③付託事項書の作成を通じて争点が明らかになることにより、和解による解決が促進されることなどがある。他方、国際仲裁裁判所による仲裁判断の草案の審査については、国際仲裁裁判所は、自ら紛争を解決することを職務とするものではなく、ICC 仲裁規則の適用を確保することを職務としており、仲裁廷が作成した仲裁判断の草案について、形式に関する修正を行い、実体判断に関する点について仲裁廷の注意を喚起することができる<sup>(81)</sup>。

## (ii) ロンドン国際仲裁裁判所 (LCIA)

LCIA は、ロンドン商業会議所 (London Chamber of Commerce) などを中心に 1892 (明治 25) 年に設立された仲裁機関 (City of London Chamber of Arbitration) に淵源を有し、1903 (明治 36) 年にロンドン仲裁裁判所 (London Court of Arbitration) と改称され、1981 (昭和 56) 年から現在の名称 (London Court of International Arbitration) になった<sup>(82)</sup>。LCIA の仲裁受理件数は、2020 (令和 2) 年には、これまでで最多の 444 件となり、そのうち 407 件が LCIA 規則<sup>(83)</sup> に基づいて管理され、それ以外は、UNCITRAL 仲裁規則<sup>(84)</sup> などに基づいて管理されている<sup>(85)</sup>。LCIA も伝統ある国際仲裁機関として、ICC 国際仲裁裁判所と同様に、その中立性及び専門性において高く評価されているが、イギリスを中心に、インド、香港等が関係する案件で選択されることが多く、国際性の点では ICC 国際仲裁裁判所には及ばない<sup>(86)</sup>。

## (iii) アメリカ仲裁協会／国際紛争解決センター (ICDR/AAA)

AAA は、ニューヨークの商業会議所などにより設立された複数の仲裁関連団体が 1926 (大正 15) 年に合併して設立された。その AAA が 1996 (平成 8) 年から国際仲裁の管理のために専門に設置しているのが、ICDR である<sup>(87)</sup>。ICDR は、ICC 国際仲裁裁判所及び LCIA と並ぶ

<sup>(79)</sup> “2021 Arbitration Rules.” *ibid.* <<https://iccwbo.org/dispute-resolution-services/arbitration/rules-of-arbitration/>> 現行の ICC 仲裁規則は、2021 (令和 3) 年 1 月 1 日から施行されている。

<sup>(80)</sup> 実際に仲裁手続を指揮して仲裁判断を行う仲裁廷とは別に、「国際仲裁裁判所」(International Court of Arbitration) という仲裁機関と同名の組織体が仲裁機関内に存在している (谷口・鈴木編著 前掲注(2), p.66)。

<sup>(81)</sup> 「仲裁手続に関する Q&A」国際商業会議所日本委員会ウェブサイト <<http://www.iccjapan.org/icc-japan/qa.php>> 仲裁判断の草案の審査は、世界中から選ばれた国際仲裁の経験豊かな人材で構成されている国際仲裁裁判所によって、形式面と内容面の両方について審査が行われ、仲裁判断の有効性に疑義が生じないように細心の注意が払われている。他方、仲裁手続の費用は、比較的高めに設定されている (スコット・ノナカ、二瓶ひろ子「伝授仲裁機関の選び方 (下) — 主要な仲裁機関の徹底比較と日本企業が選択する際の視点 —」『Business Law Journal』5 巻 12 号, 2012.12, pp.75, 80)。

<sup>(82)</sup> “History.” LCIA Website <<https://www.lcia.org/LCIA/history.aspx>>

<sup>(83)</sup> “LCIA Arbitration Rules,” effective 1 October 2020. *ibid.* <[https://www.lcia.org/Dispute\\_Resolution\\_Services/lcia-arbitration-rules-2020.aspx](https://www.lcia.org/Dispute_Resolution_Services/lcia-arbitration-rules-2020.aspx)>; “LCIA Arbitration Rules (2014),” effective 1 October 2014. *idem* <[https://www.lcia.org/Dispute\\_Resolution\\_Services/lcia-arbitration-rules-2014.aspx](https://www.lcia.org/Dispute_Resolution_Services/lcia-arbitration-rules-2014.aspx)>

<sup>(84)</sup> 常設の国際仲裁機関においても、独自の仲裁規則に加え、UNCITRAL 仲裁規則を利用して機関仲裁を行う場合が多い (大貫 前掲注(10), p.84)。

<sup>(85)</sup> “Record Number of LCIA Cases in 2020,” 20 January 2021. LCIA Website <<https://www.lcia.org/News/record-number-of-lcia-cases-in-2020.aspx>>

<sup>(86)</sup> ノナカ・二瓶 前掲注(81), p.79.

<sup>(87)</sup> 谷口・鈴木編著 前掲注(2), p.68.

三大仲裁機関として定評があるが、取り扱っている案件は、それらの仲裁機関よりも一般に小規模であり、また、ICC 国際仲裁裁判所ほどの国際化は達成できていない<sup>(88)</sup>。

### (3) アジアの主要な国際仲裁機関

#### (i) シンガポール国際仲裁センター (SIAC)

SIAC は、1991 (平成 3) 年に設立された国際仲裁機関で、近年、アジア関連の国際取引紛争を中心に急速に仲裁受理件数を増やしている。その理由としては、第三国として当事者から中立的で、かつ、英語その他の言語に堪能な質の高い仲裁実務家が揃っていること、アジアにおける経済活動が活発になりアジア圏での国際取引紛争が増大していること、政府レベルにおいて仲裁の振興のための助力を行っていることなどがある<sup>(89)</sup>。SIAC は、2010 (平成 22) 年 7 月、仲裁廷が構成される前の段階において緊急の暫定保全措置についてのみ判断する緊急仲裁人 (Emergency Arbitrator) に関する制度を整え (SIAC 仲裁規則<sup>(90)</sup> 第 26 項、別表 1)、他の国際仲裁機関に先駆けて活用するなど、常に最先端のサービスを希求している<sup>(91)</sup>。

#### (ii) 香港国際仲裁センター (HKIAC)

HKIAC は、1985 (昭和 60) 年に非営利団体として設立された国際仲裁機関で、SIAC と同様に、第三国として当事者から中立的であることなどから、アジア関連の国際取引紛争を中心に急速に仲裁受理件数を増やし<sup>(92)</sup>、世界でも有数の仲裁機関の 1 つとなっている。また、HKIAC は、緊急仲裁人に関する制度についての SIAC の成功を見て、2013 (平成 25) 年 11 月、同制度を導入するなど (HKIAC 仲裁規則<sup>(93)</sup> 第 23 条、別表 4)、常に最先端のサービスを希求しようとしている<sup>(94)</sup>。

#### (iii) 日本商事仲裁協会 (JCAA)

JCAA は、1950 (昭和 25) 年に日本商工会議所内に設置された国際商事仲裁委員会が母体である。その後、1953 (昭和 28) 年に日本商工会議所から独立し、国際商事仲裁協会として改組し、2003 (平成 15) 年からは現在の名称になっている<sup>(95)</sup>。JCAA は、他の国際仲裁機関と

<sup>(88)</sup> ノナカ・二瓶 前掲注(81), p.79.

<sup>(89)</sup> 谷口・鈴木編著 前掲注(2), pp.68-69.

<sup>(90)</sup> “Arbitration Rules of the Singapore International Arbitration Centre: SIAC Rules (4th Edition, 1 July 2010).” SIAC Website <[https://www.siac.org.sg/images/stories/articles/rules/SIAC\\_Rules\\_2010\\_schedule\\_of\\_fees-revised\\_16Jan2013.pdf](https://www.siac.org.sg/images/stories/articles/rules/SIAC_Rules_2010_schedule_of_fees-revised_16Jan2013.pdf)> 緊急仲裁人に関する制度の根拠規定は、2016 (平成 28) 年 8 月の SIAC 仲裁規則の改正により、同規則第 30 項、別表 1 となっている (SIAC, “Arbitration Rules of the Singapore International Arbitration Centre: SIAC Rules, 6th Edition, 1 August 2016.” <[https://www.siac.org.sg/images/stories/articles/rules/2016/SIAC%20Rules%202016%20English\\_28%20Feb%202017.pdf](https://www.siac.org.sg/images/stories/articles/rules/2016/SIAC%20Rules%202016%20English_28%20Feb%202017.pdf)> )。

<sup>(91)</sup> 谷口・鈴木編著 前掲注(2), pp.69-70.

<sup>(92)</sup> 2020 (令和 2) 年における HKIAC の仲裁受理件数は 318 件である。“2020 Statistics.” HKIAC Website <<https://www.hkiac.org/about-us/statistics>>

<sup>(93)</sup> “2013 HKIAC Administered Arbitration Rules.” *ibid.* <<https://www.hkiac.org/arbitration/rules-practice-notes/administered-arbitration-rules/hkiac-administered-2013-1#23>> HKIAC は、仲裁手続の明確化と効率化を図るため、2018 (平成 30) 年 11 月から新たな仲裁規則を施行している (HKIAC, “2018 HKIAC Administered Arbitration Rules.” <[https://www.hkiac.org/sites/default/files/ck\\_filebrowser/PDF/arbitration/2018%20Rules%20book/2018%20AA%20Rules\\_English.pdf](https://www.hkiac.org/sites/default/files/ck_filebrowser/PDF/arbitration/2018%20Rules%20book/2018%20AA%20Rules_English.pdf)> )。

<sup>(94)</sup> 谷口・鈴木編著 前掲注(2), p.70.

<sup>(95)</sup> 「JCAA について—概要・沿革・組織—」一般社団法人日本商事仲裁協会ウェブサイト <<https://www.jcaa.or.jp/about/outline.html>>

比べると仲裁受理件数は少ないが、これは、仲裁条項の重要性に日本企業がこれまであまり意識的でなく、国際取引における契約交渉時に自国の仲裁機関を強く推すことなく、相手方の主張に応じ、相手国又は第三国の仲裁機関を選択する傾向があったことが一因と考えられる<sup>(96)</sup>。

JCAA は、2019（平成 31）年 1 月 1 日から、3 つの仲裁規則<sup>(97)</sup>（①商事仲裁規則（2019）、② UNCITRAL 仲裁規則（2010）と UNCITRAL 仲裁管理規則（2019）、③インタラクティブ仲裁規則（2019））を施行した。JCAA において仲裁手続を行う場合、当事者は、この 3 つの仲裁規則の中から当事者のニーズに合った仲裁規則を選択することができる。商事仲裁規則は、UNCITRAL 仲裁規則の規定を基礎にし、その上で、最新の国際実務を反映した規定を備えたものである。仲裁合意において当事者が仲裁規則を特定せず、単に JCAA の下で仲裁を行う旨の合意をした場合には、商事仲裁規則が自動的に適用される（同規則第 3 条第 2 項）。UNCITRAL 仲裁管理規則は、UNCITRAL 仲裁規則に基づき、JCAA が事務局として仲裁手続の初めから終わりまでをフルサポートをする上で必要な事項について定めたものであり、同規則を補完するものである。インタラクティブ仲裁規則は、商事仲裁規則と共通する規定を有しつつ、その上で、より大陸法的な手続進行の要素を取り入れた規則である。一般に、英米法型仲裁（コモンロー型仲裁）においては、仲裁廷は受け身であるため、当事者からは仲裁廷がどの点を重要な争点としているか分からないことが多いが、インタラクティブ仲裁規則は、仲裁廷が争点の明確化に積極的に関与し、かつ、当事者が主張立証活動を効率的・効果的に行うことができるように工夫されている。その一例として、同規則において、仲裁廷は、手続のできるだけ早い段階で、当事者に対し、当事者の主張の整理及び暫定的な争点について書面で提示し、当事者の意見を求めなければならず（第 48 条）、仲裁廷は、遅くとも証人尋問の要否について決定をする前に、当事者に対し、重要な争点に関する暫定的な見解を書面で提示し、当事者に意見を求めなければならないこととしている（第 56 条）<sup>(98)</sup>。

### Ⅲ 国際仲裁の活性化に向けた取組

#### 1 諸外国の状況

今日、国際取引紛争については、国際仲裁手続による解決が国際標準となっている。また、国際仲裁を自国において行うことは、自国企業の紛争解決の利便性を高めるとともに、法の支配（rule of law）をもたらしインフラストラクチャーを国際社会に提供することを意味し、国際的地位を高めることにも繋がることから、多くの国において、政府、仲裁機関、仲裁実務家などが一体となって、自国を仲裁地等とする国際仲裁の振興に注力している<sup>(99)</sup>。しかし、諸

<sup>96</sup> 石川 前掲注(73), p.22; 谷口・鈴木編著 前掲注(2), pp.71-72.

<sup>97</sup> インタラクティブ仲裁規則は新規に制定されたものであり、その他は改正されたものである。3 つの仲裁規則については、「仲裁規則」『仲裁』一般社団法人日本商事仲裁協会ウェブサイト <<https://www.jcaa.or.jp/arbitration/rules.html>> を参照。

<sup>98</sup> 道垣内正人「JCAA の仲裁制度の改革について—ビジネス界のあらゆるニーズに対応する 3 つの仲裁規則の紹介—」『JCA ジャーナル』66 巻 1 号, 2019.1, pp.6-7; 同「日本商事仲裁協会（JCAA）の新しい動き—3 つの新仲裁規則の施行等—」『NBL』1141 号, 2019.3.1, pp.4-11; 同「コモンロー型仲裁へのアンチ・テーゼとしての大陸法型仲裁（江泉芳信教授 加藤哲夫教授 首藤重幸教授 古稀祝賀退職記念論集）」『早稲田法学』95 巻 3 号（分冊 1）, 2020, pp.126-131.

<sup>99</sup> 道垣内「JCAA の仲裁制度の改革について—ビジネス界のあらゆるニーズに対応する 3 つの仲裁規則の紹介—」同上, p.6; 古田啓昌「Ragan 神話の誕生と終焉—実務家から見た国際商事仲裁—（特集 国際商事仲裁・調停の展望）」『ジュリスト』1535 号, 2019.8, p.33.

外国との比較において、日本における国際仲裁の利用件数は低調である<sup>(100)</sup>。例えば、海外の代表的な国際仲裁機関である ICC 国際仲裁裁判所の仲裁受理件数は、2019（令和元）年に 869 件<sup>(101)</sup>、2020（令和 2）年に 946 件<sup>(102)</sup>であり、また、アジアにおいて代表的な SIAC の仲裁受理件数は、2019（令和元）年に 479 件<sup>(103)</sup>、2020（令和 2）年に 1,080 件<sup>(104)</sup>である。これに対し、日本の代表的な国際仲裁機関である JCAA の仲裁受理件数は、2019（令和元）年に 9 件、2020（令和 2）年に 18 件にすぎない<sup>(105)</sup>。

既に仲裁が普及している国や地域では、仲裁の利用者である民間が主体となって審問施設を新たに整備するなどして仲裁の招致に力を入れているが、仲裁が普及していない国や地域では官民一体となってハード（審問施設の設置）・ソフト（国際法に準拠した法制度、自国の国際仲裁機関の強化、人材育成、PR 活動等）両面で、自国における仲裁の普及及び仲裁の質と量の向上並びに諸外国からの仲裁の招致のための施策を導入している。アジアにおいて、最初に官民一体の仲裁振興策を導入したのは、中国返還前の香港であった。香港の仲裁振興策は、1980 年代前半に遡り、立法、行政、司法の三位一体の協力と国内外の実務家の協力により、仲裁振興策を策定・導入した。香港は、HKIAC の仲裁受理件数の増加にとどまらず、海外の国際仲裁機関の香港事務所の設置を歓迎し、香港における仲裁の振興全般に力を入れた点にその特徴がある。香港は、仲裁振興策が功を奏し、シンガポールが台頭する 2010（平成 22）年頃までは、アジアにおける仲裁拠点としての地位を独占した。シンガポールは香港の成功と仲裁の重要性を認識し、香港に倣って仲裁振興策を導入した。シンガポールでは、政府が、国際的ビジネスの拠点には国際取引紛争を解決するインフラストラクチャーが不可欠と考え、もともと税関の建物であった施設を 2 年かけて改装し、2009（平成 21）年にマックスウェル・チェンバース（Maxwell Chambers）<sup>(106)</sup>という世界初の仲裁や調停のための施設を開設した。同施設は、審問施設、会議室、セミナー室を備えるほか、世界各国の仲裁機関等にオフィススペースを提供している<sup>(107)</sup>。また、シンガポールでは、国策として仲裁振興策を導入し、海外の国際

(100) 2009（平成 21）年から 2018（平成 30）年までの主要な国際仲裁機関における仲裁受理件数の推移については、「主な国際仲裁機関における仲裁件数」（仲裁法制の見直しを中心とした研究会第 5 回会議 参考資料 5-1）2020.5.25. 公益社団法人商事法務研究会ウェブサイト <<https://www.shojihomu.or.jp/documents/10448/10662584/%E5%8F%82%E8%80%83%E8%B3%87%E6%96%995-1.pdf/397ae905-8910-40f0-8642-e8975b52a7ac>> を参照。

(101) “ICC celebrates case milestone, announces record figures for 2019,” 2020.1.9. ICC Website <<https://iccwbo.org/media-wall/news-speeches/icc-celebrates-25000th-case-milestone-and-announces-record-figures-for-2019/>>

(102) “ICC announces record 2020 caseloads in arbitration and ADR,” 2021.1.12. *ibid.* <<https://iccwbo.org/media-wall/news-speeches/icc-announces-record-2020-caseloads-in-arbitration-and-adr/>>

(103) Singapore International Arbitration Centre, *Annual Report 2019*, pp.4, 12-15. <[https://www.siac.org.sg/images/stories/articles/annual\\_report/SIAC%20Annual%20Report%202019%20\(FINAL\).pdf](https://www.siac.org.sg/images/stories/articles/annual_report/SIAC%20Annual%20Report%202019%20(FINAL).pdf)> 国際仲裁の受理件数（割合）は 416 件（87%）である（*idem*, p.15）。

(104) Singapore International Arbitration Centre, *Annual Report 2020*, pp.4, 14-17. <[https://www.siac.org.sg/images/stories/articles/annual\\_report/SIAC\\_Annual\\_Report\\_2020.pdf](https://www.siac.org.sg/images/stories/articles/annual_report/SIAC_Annual_Report_2020.pdf)> 国際仲裁の受理件数（割合）は 1,018 件（94%）である（*idem*, p.17）。

(105) 「実績」『仲裁』一般社団法人日本商事仲裁協会ウェブサイト <<https://www.jcaa.or.jp/arbitration/statistics.html>> 2016（平成 28）年から 2020（令和 2）年までの 5 年間の合計で見ても、JCAA の仲裁受理件数は 72 件で、そのうち国際仲裁の割合は、86% である。

(106) “About Maxwell Chambers.” Maxwell Chambers Website <<https://www.maxwellchambers.com/about-maxwell-chambers/>>

(107) マックスウェル・チェンバースには、地元の SIAC に加えて、ICC 国際仲裁裁判所、LCIA、ICDR/AAA、投資紛争解決国際センター（本部ワシントン D.C.）、常設仲裁裁判所（本部ハーグ）、世界知的所有権機関（本部ジュネーブ）等の国際機関が事務所を構えている（小原淳見「国際仲裁・新たな潮流—待ったなしのインフラ整備の必要性—（特集 国際仲裁の新たな潮流—海外の最新動向と日本の課題—）」『自由と正義』67 巻 7 号、2016.7, pp.21-22）。

仲裁の専門家も取り込んで SIAC をシンガポールのローカルな紛争解決機関から一躍世界の国際仲裁機関に成長させ、シンガポールをアジアにおける仲裁の中核拠点に押し上げた<sup>(108)</sup>。

## 2 日本の取組

### (1) 国際仲裁活性化への動き—外国弁護士問題—

「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」(昭和 61 年法律第 66 号。以下「外弁法」という。)<sup>(109)</sup>によって、外国弁護士<sup>(110)</sup>の受入制度が導入された。しかし、当時の外弁法において、外国法事務弁護士<sup>(111)</sup>は日本国内の国際仲裁事件<sup>(112)</sup>で代理人になることはできないとされており、その後、欧米から強い圧力が加わるようになった<sup>(113)</sup>。

このような状況の下、外弁法は 1996 (平成 8) 年に改正され<sup>(114)</sup>、外国法事務弁護士は、国際仲裁事件の手續 (当該手續に伴う和解の手續を含む。) の代理ができることとされ (第 5 条の 2)、外国弁護士 (外国法事務弁護士である者を除く。) であって外国において当該外国弁護士となる資格を基礎として法律事務を行う業務に従事している者も、その外国において依頼され又は受任した国際仲裁事件の手續の代理ができることとされた (第 58 条の 2)。

その後、2017 (平成 29) 年に内閣官房に設置された「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」<sup>(115)</sup>の中間取りまとめである「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」(2018 (平成 30) 年 4 月)<sup>(116)</sup>において、「外国法事務弁護士等の仲裁に関与し得る範囲の更なる明確化やその見直しの要否を検討」することが盛り込まれ、同年 8 月、法務省及び日本弁護士連合会は共同して、外国法事務弁護士及び外国弁護士 (以下「外国法事務弁護士等」という。) による国際仲裁代理の在り方を検討するため、「外国法事務弁護士による国際仲裁代理等に関する検討会」<sup>(117)</sup>を設置した。同検討会は、同年 9 月、検討結果を取りまとめ、外国法事務弁護士等が代理することができる国際仲裁事件の範囲の拡大、外国法事務弁護士等による国際調停事件の手續についての代理の規定の整備等について提言した<sup>(118)</sup>。その提言を受け、2020 (令和 2)

<sup>(108)</sup> 小原 同上, pp.23-24. なお、SIAC の仲裁受案件数の推移については、「主な国際仲裁機関における仲裁件数」前掲注<sup>(100)</sup>を参照。

<sup>(109)</sup> 外弁法は、日本の弁護士資格のない者であっても、外国弁護士となる資格を有すること等の一定の要件を満たす者が、法務大臣による承認を受けた上、日本弁護士連合会に備えられた外国法事務弁護士名簿への登録を経て、特定の外国の法に関する一定の事務を取り扱うことができることとしたものである (外国弁護士問題研究会「外国弁護士問題研究会報告書」1997.10.30, p.1. 法務省ウェブサイト <<http://www.moj.go.jp/content/000004526.pdf>>).

<sup>(110)</sup> 外弁法における「外国弁護士」とは、外国において法律事務を行うことを職務とする者で弁護士に相当するものをいう (第 2 条第 2 号)。

<sup>(111)</sup> 外弁法における「外国法事務弁護士」とは、外国弁護士となる資格について法務大臣の承認を受け、かつ、日本弁護士連合会に備える外国法事務弁護士名簿に登録を受けた者をいう (第 2 条第 3 号)。

<sup>(112)</sup> 2020 (令和 2) 年の改正前の外弁法における「国際仲裁事件」とは、国内を仲裁地とする民事に関する仲裁事件であって、当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるものをいう (第 2 条第 11 号)。

<sup>(113)</sup> 小原望「グローバル化する事業活動と日本の国際紛争解決法制の整備—急がれる「日本国際仲裁センター」の設立— (特集 国際仲裁の世界的動向 (1))」『The Lawyers』13 卷 11 号, 2016.11, p.11. 日本における国際仲裁活性化への動きは、外国弁護士問題との関係で外圧により始まったとされる。

<sup>(114)</sup> 「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律」(平成 8 年法律第 65 号)

<sup>(115)</sup> 「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議の開催について」(平成 29 年 9 月 21 日関係府省申合せ、平成 31 年 1 月 8 日一部改正) 内閣官房ウェブサイト <[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokusai\\_chusai/pdf/konkyo.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokusai_chusai/pdf/konkyo.pdf)>

<sup>(116)</sup> 国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」2018.4.25, p.4. 同上 <[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokusai\\_chusai/pdf/sisaku.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokusai_chusai/pdf/sisaku.pdf)>

<sup>(117)</sup> 「外国法事務弁護士による国際仲裁代理等に関する検討会」法務省ウェブサイト <<http://www.moj.go.jp/shingi/shingi04000005.html>>

<sup>(118)</sup> 外国法事務弁護士による国際仲裁代理等に関する検討会「外国法事務弁護士による国際仲裁代理等に関する検

年5月、外弁法が改正され<sup>(119)</sup>、①当事者全部が国内に本店等がある場合でも、当事者や準拠法等について外国との一定の関連性（涉外性）がある場合には国際仲裁事件として扱うとともに（第2条第11号等）、②事業者間の契約や取引紛争を対象とする「国際調停事件」の規定を新設し、外国法事務弁護士等が国際調停事件の手続等を代理することができることとされた（同条第11号の2、第5条の3、第58条の2等）。

## (2) 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備

「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2017」（平成29年6月9日閣議決定）において、「スポーツ事案を含めた国際仲裁の活性化に向けた基盤整備のための取組」を進めることが明記され<sup>(120)</sup>、同年9月、内閣官房に「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」<sup>(121)</sup>が設置されて政府の検討が本格化した。同会議の中間取りまとめである「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」<sup>(122)</sup>は、国際取引紛争の解決手段としてグローバルスタンダードとなっている国際仲裁の活性化が、日本企業の海外展開を促進するとともに、海外からの投資を呼び込み、日本の経済成長にも貢献し得る重要な取組であることを踏まえ、関係府省が取り組むべき課題等を明確にした。その課題としては、国際仲裁を熟知した人材の育成、仲裁手続を行う施設の整備、国際仲裁の意義や利点等に関する企業等の意識啓発や広報等が挙げられている。また、2019（平成31）年に内閣官房に設置された「民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議」<sup>(123)</sup>により、2020（令和2）年3月に取りまとめられた「民事司法制度改革の推進について」<sup>(124)</sup>は、その中で、国際競争力の強化の観点から、国際仲裁を活性化するための改革を検討する必要があるとしている。

また、法務省が2018（平成30）年度に日本国際紛争解決センター（JIDRC）に委託した調査研究においては、国際仲裁に関する日本の課題として、①日本の仲裁機関の国際的な評価の拡大、②日本企業向けの国際仲裁に関する啓発・教育活動、③国際的に評価の高い国際仲裁人・国際仲裁代理人を務めることができるだけの人材を養成するための活動、④ハード・ソフト両面での日本の国際仲裁インフラの整備、が指摘された<sup>(125)</sup>。

討会報告書」2018.9.25. 同上 <<http://www.moj.go.jp/content/001308966.pdf>>

<sup>(119)</sup> 「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律」（令和2年法律第33号）。同法は、2020（令和2）年5月29日に公布され、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされているが（附則第1条本文）、同法のうち国際仲裁事件及び国際調停事件についての手続の代理の規定の整備に係る部分等は、2020（令和2）年8月29日から施行された（同条ただし書）。

<sup>(120)</sup> 「経済財政運営と改革の基本方針2017—人材への投資を通じた生産性向上—」（平成29年6月9日閣議決定）p.26. 内閣府ウェブサイト <[https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2017/2017\\_basicpolicies\\_ja.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2017/2017_basicpolicies_ja.pdf)> なお、これに先立ち、内閣総理大臣を本部長とする知的財産戦略本部が策定した「知的財産推進計画2017」において、「知財紛争をはじめ、増加する国際的な企業間等の紛争の解決が促進されるよう、我が国の国際仲裁の利用を活性化させるため、国際仲裁の担い手の養成支援等を含め、必要な基盤整備に向けた具体的な検討・取組を進める」こととされた（知的財産戦略本部「知的財産推進計画2017」2017.5, p.21. 首相官邸ウェブサイト <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikaku20170516.pdf>>）。

<sup>(121)</sup> 「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議の開催について」前掲注<sup>(119)</sup>参照。

<sup>(122)</sup> 国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議 前掲注<sup>(116)</sup>, p.4.

<sup>(123)</sup> 「民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議の開催について」（平成31年4月12日関係府省庁申合せ）内閣官房ウェブサイト <<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/minjikaikaku/pdf/konkyo.pdf>>

<sup>(124)</sup> 民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議「民事司法制度改革の推進について」2020.3.10, p.2. 同上 <<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/minjikaikaku/dai3/honbun.pdf>>

<sup>(125)</sup> 一般社団法人日本国際紛争解決センター「日本における国際仲裁の活性化に向けた施策に関する調査研究」2019.3.1, p.26. 法務省ウェブサイト <<http://www.moj.go.jp/content/001292073.pdf>>

ユーザーである企業の立場からの国際仲裁に関する提言としては、公益社団法人商事法務研究会に設けられた「国際仲裁制度研究会」（座長・柏木昇東京大学名誉教授）により、2018（平成30）年6月に「わが国における国際仲裁の発展に向けて」<sup>(126)</sup>と題する提言が取りまとめられた。同研究会は、法務省など関係機関に同提言を提出し、官民挙げての戦略的な取組と推進体制の構築を求めた。同提言の内容は、①海外の著名な国際仲裁機関の誘致、②日本国内の国際仲裁機関の改善・充実、③国内企業向け啓蒙・支援活動の強化、④紛争解決地（仲裁場所）としての日本の海外への売り込み、⑤国際仲裁を支える人材の確保と中長期的養成、⑥国際通用力ある仲裁制度とインフラの整備、⑦活性化の担い手となる「日本国際仲裁サービスセンター（仮称）」の創設、の7つであった<sup>(127)</sup>。

国際仲裁の活性化に向けた最近の取組としては、例えば、2018（平成30）年5月から、国際仲裁に関わる人材の育成、広報、意識啓発に関するパイロットプロジェクトが開始され、法務省と日本国際紛争解決センターが大阪で企業向けセミナーやシンポジウムを開催してきている。また、法務省は、2019（令和元）年5月から5年間にわたる調査事業を同センターに委託し、仲裁専用施設の確保、仲裁人等の人材育成、企業に対する広報などの施策の実施及び各施策の有効性の調査を行っている。2020（令和2）年3月には、その一環として日本国際紛争解決センター・東京施設（JIDRC-Tokyo）が開設され、先端的な設備を備えた仲裁審問専用施設が設けられ、国内外の企業が利用できることになった<sup>(128)</sup>。

## IV 国際調停制度の意義

### 1 調停と仲裁の関係

調停は、仲裁と並ぶ紛争解決制度として、裁判外紛争解決手続（alternative dispute resolution: ADR）の1つである。調停と仲裁の最も大きな相違点は、民事上の紛争の解決方法の内容を最終的に決定する主体が、当事者であるか、第三者である仲裁廷であるかという点である。調停では、民事上の紛争について、当事者以外の第三者が紛争解決のために働きかけを行うが、紛争解決の内容は、最終的には当事者の合意によって決定される。通常は、調停が成立した後、和解契約という形式で紛争が終結する。これに対し、仲裁では、当事者間に仲裁合意があれば、紛争解決の内容は、当事者の主張を踏まえた上で、最終的には仲裁廷により決定される<sup>(129)</sup>。

調停においては、当事者が任意に和解に応じる限り、時間や費用の負担が小さく、また、相手方との関係を棄損することなく取引を継続できる等のメリットもある。実務的には、国際的な商取引における紛争解決条項として、調停条項のみを定める事例は少なく、他方、一定の期間、調停を行うことに合意し、それによって紛争を解決できなかった場合、仲裁を行うことと

<sup>(126)</sup> 公益社団法人商事法務研究会国際仲裁制度研究会「わが国における国際仲裁の発展に向けて—日本仲裁の活性化を実現する7つの提言—」『NBL』1125号、2018.7.1、pp.4-10。

<sup>(127)</sup> 「商事法務トピック 国際仲裁制度研究会から「日本仲裁の活性化を実現する7つの提言」」『旬刊商事法務』2170号、2018.6.25、p.48。

<sup>(128)</sup> 「国際仲裁の活性化に向けた政府の取組について」法務省ウェブサイト <[http://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai03\\_00003.html](http://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai03_00003.html)>; 松本朗「国際仲裁の活性化に向けた政府の取組と今後の展望」『NBL』1137号、2019.1.1、pp.47-49。

<sup>(129)</sup> 「仲裁手続に関するQ&A」前掲注<sup>(81)</sup>

なるように定める仲裁条項<sup>(130)</sup>はよく用いられる<sup>(131)</sup>。

## 2 国際調停に関する法制度

### (1) 条約

国際取引紛争の解決において、近年、国際仲裁と国際調停の相互利用が図られるなどして、国際調停により成立した和解合意にも執行力を付与する必要があるとの機運が国際的に高まり、当該和解合意に執行力を付与するなどの法的枠組みを定める「国際的な調停による和解合意に関する国際連合条約（仮訳）」（United Nations Convention on International Settlement Agreements Resulting from Mediation. 以下「シンガポール条約」という。）<sup>(132)</sup>が、2018（平成30）年12月20日に国際連合総会において採択され、2020（令和2）年9月12日に発効した。シンガポール条約の目的は、①裁判外で行われ、国際性を有し、商事紛争の解決を目的とする調停の結果として生じた和解合意（消費者紛争、家事紛争、労働紛争におけるものを除く。）に執行力を付与する共通の枠組みを提供し（第1条、第2条、第3条第1項）、調停への国際的な信頼を高め、紛争解決の実効化を図ることと、②一方当事者が調停により解決済みと考える事項について他方当事者から裁判等が申し立てられた場合において、一方当事者が当該裁判等の手続において当該事項が既に解決済みであることを証明するため、調停による和解合意の成立を援用することを許すこと（同条第2項）である<sup>(133)</sup>。

2021（令和3）年5月現在、シンガポール条約の署名国は54か国であり、そのうち6か国が締約国となるための必要な手続を完了している段階であるが、日本は署名していない<sup>(134)</sup>。今後より多くの国がシンガポール条約に加入すれば、調停による和解合意はより広く執行可能となることから、同条約が全面的な成功を収めるかどうかは、これに署名し批准する国の数の推移によって大きく左右されることになる<sup>(135)</sup>。

### (2) モデル法

「国際商事調停に関する UNCITRAL モデル法」（UNCITRAL Model Law on International Commercial Conciliation）<sup>(136)</sup>は、2002（平成14）年に UNCITRAL で採択された立法モデルで、

<sup>(130)</sup> 調停（Mediation）と仲裁（Arbitration）を組み合わせる手続（ハイブリッド型手続）としては、調停を先行させて仲裁に移行する手続（Med-Arb）と仲裁を先行させて調停に移行する手続（Arb-Med）があり、例えば、シンガポールにおいては、SIAC とシンガポール国際調停センター（SIMC）の連携により、仲裁廷が成立した後、仲裁手続を中止して調停手続に移行し、調停手続が一定期間内に終了しないときは、仲裁手続を再開する“Arb-Med-Arb”が推奨されている（関戸 前掲注(7), p.145; 商事法務編 前掲注(5), p.97）。

<sup>(131)</sup> 栗田編著、吉田ほか 前掲注(11), p.45; 井上 前掲注(12), p.13; 川西 前掲注(13), p.9.

<sup>(132)</sup> “United Nations Convention on International Settlement Agreements Resulting from Mediation,” 2019.3. United Nations Commission on International Trade Law Website <[https://uncitral.un.org/sites/uncitral.un.org/files/media-documents/EN/Texts/UNCITRAL/Arbitration/mediation\\_convention\\_v1900316\\_eng.pdf](https://uncitral.un.org/sites/uncitral.un.org/files/media-documents/EN/Texts/UNCITRAL/Arbitration/mediation_convention_v1900316_eng.pdf)>

<sup>(133)</sup> 山田文「NBL SQUARE「国際的な調停による和解合意に関する国際連合条約」（シンガポール調停条約）の紹介」『NBL』1158号, 2019.11.15, pp.64-65.

<sup>(134)</sup> “Chaptar XXII Commercial Arbitration and Mediation: 4. United Nations Convention on International Settlement Agreements Resulting from Mediation, New York, 20 December 2018.” United Nations Treaty Collection Website <[https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg\\_no=XXII-4&chapter=22&clang=en](https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=XXII-4&chapter=22&clang=en)>

<sup>(135)</sup> ナタリー・ヤップ「シンガポール紛争解決の最前線（4）シンガポールにおける調停の最新動向」『JCA ジャーナル』67巻12号, 2020.12, p.18.

<sup>(136)</sup> United Nations, *UNCITRAL Model Law on International Commercial Conciliation with Guide to Enactment and Use 2002*, New York: United Nations, 2004. <[https://uncitral.un.org/sites/uncitral.un.org/files/media-documents/uncitral/en/03-90953\\_ebook.pdf](https://uncitral.un.org/sites/uncitral.un.org/files/media-documents/uncitral/en/03-90953_ebook.pdf)>



国際調停について、原則的な手続を定めるものである。また、同法は、国際調停に関する法制度の世界的な調和を促進するため、各国に国内法としての採用を推奨するものである。同法第14条は、調停手続の結果成立した和解の合意の効力に関する規定であるが、各国の合意が最終的に形成されず、その要件等の具体的な内容については、立法に当たる各国に委ねられた<sup>(137)</sup>。

2018（平成30）年、シンガポール条約と同時に採択された「国際商事調停及び調停から生じた国際和解合意に関する UNCITRAL モデル法」（UNCITRAL Model Law on International Commercial Mediation and International Settlement Agreements Resulting from Mediation. 以下「改正 UNCITRAL 国際調停モデル法」という。）<sup>(138)</sup>には、国際和解合意とその執行に関する規定が追加され（第3章）、その題名も改められた。UNCITRAL は、以前に採択したテキストや関連文書において、「調停」という用語について、“conciliation”を使用していたが、改正 UNCITRAL 国際調停モデル法では、実用的な用語の使用に合わせ、また、同法の普及を促進し、認知度を高めることを期待して、“mediation”と変更した。この用語の変更については、“conciliation”と“mediation”との間に実質的な差異はないとされている<sup>(139)</sup>。

## V 仲裁法制の課題

### 1 仲裁法制の見直しをめぐる経緯

2003（平成15）年に制定された仲裁法<sup>(140)</sup>は、利用しやすく実効的な仲裁制度を構築する見地から、仲裁制度の基本となる事項についての規律を定めるものであり、日本の仲裁制度を国際標準に合ったものとするため、1985（昭和60）年に策定された UNCITRAL モデル法にできるだけ沿った内容になっているが、2006（平成18）年の UNCITRAL モデル法の改正により設けられた規定（仲裁廷による暫定保全措置の定義（類型）（第17条）、発令要件（第17A条）、承認及び執行（第17H条、第17I条）等）に対応する規律は取り入れられていない。

「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」の中間取りまとめである「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」<sup>(141)</sup>において、契約当事者が仲裁地を選択する際、その国の法制度の在り方は重大な関心事であり、最新の国際水準に見合った法制度を備えていることは国際仲裁を活性化させる重要な要素になるとして、UNCITRAL モデル法の一部改正を踏まえた仲裁法の見直しの要否を検討することとされた。また、「民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議」の取りまとめである「民事司法制度改革の推進について」<sup>(142)</sup>において、「法務省は、

<sup>(137)</sup> 調停手続の結果成立した和解の合意に付与される効力等について、合意が形成されず各国に委ねられたのは、各国の法制度の間の懸隔が大きすぎたためである（井上泰人「[UNCITRAL 国際商事調停モデル法]について」『民事月報』58巻3号、2003.3、p.56）。

<sup>(138)</sup> United Nations Commission on International Trade Law, *Annex II: UNCITRAL Model Law on International Commercial Mediation and International Settlement Agreements Resulting from Mediation, 2018 (Amending the UNCITRAL Model Law on International Commercial Conciliation, 2002)*. <[https://uncitral.un.org/sites/uncitral.un.org/files/media-documents/uncitral/en/annex\\_ii.pdf](https://uncitral.un.org/sites/uncitral.un.org/files/media-documents/uncitral/en/annex_ii.pdf)>

<sup>(139)</sup> “UNCITRAL Model Law on International Commercial Mediation and International Settlement Agreements Resulting from Mediation, 2018.” United Nations Commission on International Trade Law Website <[https://uncitral.un.org/en/texts/mediation/modellaw/commercial\\_conciliation](https://uncitral.un.org/en/texts/mediation/modellaw/commercial_conciliation)>

<sup>(140)</sup> 2003（平成15）年7月24日の参議院法務委員会において、仲裁法案に対する附帯決議として、「仲裁制度が国際的な民商事紛争への解決に資するよう、今後の国際的動向等を踏まえて必要に応じて所要の見直しを行う」こと等が決議された（第156回国会参議院法務委員会会議録第25号 平成15年7月24日 p.17）。

<sup>(141)</sup> 国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議 前掲注<sup>(116)</sup>, p.3.

<sup>(142)</sup> 民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議 前掲注<sup>(124)</sup>, pp.14-15.

…（中略）…最新モデル法に準拠する方向で、引き続き前向きに検討する」こと等とされ、「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）<sup>(143)</sup>においても、仲裁関連法制度の検討を加速させることとされた<sup>(144)</sup>。

このような状況の下、2020（令和2）年9月17日、法制審議会第187回会議において、法務大臣から「経済取引の国際化の進展等の仲裁をめぐる諸情勢に鑑み、仲裁手続における暫定措置又は保全措置に基づく強制執行のための規律を整備するなど、仲裁法等の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい」との諮問<sup>(145)</sup>がされ、その調査審議のため、仲裁法制部会<sup>(146)</sup>（以下「部会」という。）が設置された。また、法務大臣の諮問に先立って、UNCITRALモデル法の一部改正への対応を念頭に置いた仲裁法制の見直しを中心としつつ、国際仲裁の活性化等の観点から関連する諸制度についても幅広く検討するため、公益社団法人商事法務研究会に「仲裁法制の見直しを中心とした研究会」（座長・山本和彦一橋大学大学院教授）<sup>(147)</sup>が設けられて検討が行われ、その成果は、2020（令和2）年7月に「仲裁法制の見直しを中心とした研究会報告書」として取りまとめられている<sup>(148)</sup>。

部会では、2021（令和3）年3月5日の第6回会議において、「仲裁法等の改正に関する中間試案」<sup>(149)</sup>（以下「中間試案」という。）を取りまとめるとともに、事務当局においてこれを公表し、意見照会の手続が行われた<sup>(150)</sup>。

## 2 暫定保全措置に対する執行力の付与

### (1) 暫定保全措置に執行力を認める必要性・許容性

仲裁法第24条第1項は、「仲裁廷は、当事者間に別段の合意がない限り、その一方の申立てにより、いずれの当事者に対しても、紛争の対象について仲裁廷が必要と認める暫定措置又は保全措置を講ずることを命ずることができる」としているが、この仲裁廷が命ずる措置には、執行力は付与されていない。同項の「暫定措置又は保全措置」は、UNCITRALモデル法上、暫定保全措置とされているものと格段異なるものではないが、主に、仲裁判断によって権利義務関係が確定するまでの間に当事者に生ずる不利益を軽減するため、暫定的又は一時的に一定の給付や行為を命じたり、臨時の法律関係を形成したりする措置を暫定措置といい、仲裁判断

<sup>(143)</sup> 「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）p.104. 首相官邸ウェブサイト <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/fu2020.pdf>>

<sup>(144)</sup> 仲裁法の改正を求める意見書等が公益社団法人日本仲裁人協会や日本弁護士連合会等の関係団体からも公表されている（「日本における実効的な国際紛争解決のためのインフラ整備に関する要望書」2017.3.21, pp.5-6. 公益社団法人日本仲裁人協会ウェブサイト <[https://arbitrators.jp/wp-content/uploads/170321\\_yobosho-2.pdf](https://arbitrators.jp/wp-content/uploads/170321_yobosho-2.pdf)>; 日本弁護士連合会「UNCITRAL2006年改正モデル仲裁法を反映した法整備要綱試案」2019.6.21. <[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2019/opinion\\_190621.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2019/opinion_190621.pdf)>）。

<sup>(145)</sup> 「仲裁法制の見直しについて」（法制審議会第187回会議 配布資料1）2020.9.17. 法務省ウェブサイト <<http://www.moj.go.jp/content/001329353.pdf>>

<sup>(146)</sup> 部会の委員等については、「法制審議会仲裁法制部会委員等名簿」同上 <<http://www.moj.go.jp/content/001347439.pdf>> を参照。

<sup>(147)</sup> 研究会の委員については、商事法務編 前掲注(5), p.11 を参照。

<sup>(148)</sup> 同上, p.1.

<sup>(149)</sup> 「仲裁法等の改正に関する中間試案」法務省ウェブサイト <<http://www.moj.go.jp/content/001344407.pdf>>

<sup>(150)</sup> 中間試案は、2021（令和3）年3月5日から同年5月7日までの間、意見募集が行われ、また、中間試案の内容を理解する一助として、事務当局により詳細な説明が加えられた「仲裁法等の改正に関する中間試案の補足説明」（法務省民事局参事官室 前掲注(55)）も公表されている（「仲裁法等の改正に関する中間試案」（令和3年3月5日）の取りまとめ）同上 <[http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001\\_00056.html](http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00056.html)>）。なお、部会は本稿執筆時点において継続中である。

の実効性を確保するために係争物の現状や価値を維持するための措置を保全措置ということがありとされている<sup>(151)</sup>。仲裁廷による暫定保全措置に執行力を認めるかどうかについては、仲裁法の制定過程においても議論されたが、その当時、UNCITRAL モデル法の改正案が確定していなかったことから、その執行力の付与は見送られた<sup>(152)</sup>。海外においては、仲裁廷による暫定保全措置に執行力を認める仲裁法規となっている国等として、イギリス<sup>(153)</sup>、シンガポール<sup>(154)</sup>、大韓民国<sup>(155)</sup>、香港<sup>(156)</sup>等がある<sup>(157)</sup>。

中間試案では、仲裁廷による暫定保全措置に執行力を認めることが提案されている<sup>(158)</sup>。その理由としては、裁判所に対し執行力のある保全命令を求める申立てをすることを当事者に求めることは、仲裁合意により仲裁手続を選択した当事者の意思に合致しないことや、仲裁合意をした当事者間においては、仲裁判断のみならず、暫定保全措置に拘束されることを受忍する旨の合意が存在していると評価することができることから、仲裁廷による暫定保全措置に執行力を認める必要性及び許容性があると考えられることなどがある<sup>(159)</sup>。

緊急仲裁人<sup>(160)</sup>による暫定保全措置に執行力を付与することに関しても部会で検討されたが、改正 UNCITRAL モデル法に緊急仲裁人に関する規律がなく、また、主要な仲裁機関の仲裁規則において、緊急仲裁人による暫定保全措置は仲裁廷を拘束するものではないとされており、その必要性及び相当性について慎重な検討を要することから、中間試案では、緊急仲裁人に関する規律を設けることはされていない<sup>(161)</sup>。

## (2) 暫定保全措置の定義（類型）

仲裁法第 24 条第 1 項の規定からは、仲裁廷がどのような内容の暫定保全措置を発することができるかは明らかでなく、その判断は仲裁廷の裁量に委ねられている。

中間試案では、仲裁廷による暫定保全措置に執行力を付与し得る制度を構想するのであれば、関係者にとって予測可能な程度に明確である必要があるとして、改正 UNCITRAL モデル法第 17 条第 2 項の規定に倣い、仲裁判断があるまでの間、仲裁廷が当事者に対し一時的に発令し得る暫定保全措置の定義（類型）を明文で規律すること等が提案されている。中間試案で提示

<sup>(151)</sup> 近藤ほか 前掲注(7), pp.115-116. 暫定措置の例としては、請負契約関係の紛争に関し、瑕疵ある部分の応急的補修工事の実施や中断中の建設工事の一部継続などが挙げられ、保全措置の例としては、物品売買取引関係の紛争に関し、係争商品の保全措置・価値の維持措置（第三者への預託、腐りやすい商品の売却など）が挙げられる（同, p.116）。

<sup>(152)</sup> 同上, p.117; 三木・山本編 前掲注(3), p.199.

<sup>(153)</sup> 1996 年仲裁法第 42 条等。Arbitration Act 1996. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1996/23/data.pdf>> 2010 年スコットランド仲裁法第 12 条等。Arbitration (Scotland) Act 2010. <<https://www.legislation.gov.uk/asp/2010/1/data.pdf>>

<sup>(154)</sup> 仲裁法第 28 条等。Arbitration Act. <<https://sso.agc.gov.sg/Act/AA2001>> 国際仲裁法第 12 条、第 29 条等。International Arbitration Act. <<https://sso.agc.gov.sg/Act/IAA1994>>

<sup>(155)</sup> 仲裁法第 18 条の 7 等。중재법 <<https://www.law.go.kr/lsSc.do?section=&menuId=1&subMenuId=15&tabMenuId=81&eventGubun=060101&query=%EC%A4%91%EC%9E%AC%EB%B2%95#undefined>>

<sup>(156)</sup> 仲裁条例第 61 条等。Arbitration Ordinance. <<https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap609>>

<sup>(157)</sup> 海外の仲裁法制については、「諸外国等における仲裁法制等の比較表」（法制審議会仲裁法制部会第 1 回会議参考資料 1-3）2020.9. 法務省ウェブサイト <<http://www.moj.go.jp/content/001331815.pdf>> を参照。

<sup>(158)</sup> 「仲裁法等の改正に関する中間試案」前掲注(49), pp.3-6.

<sup>(159)</sup> 法務省民事局参事官室 前掲注(55), pp.18-19.

<sup>(160)</sup> 緊急仲裁人とは、仲裁廷が構成されるまでには一定の期間を要することから、その間に緊急の暫定保全措置を要する場合に選任されるものである（同上, p.7）。仲裁法には、緊急仲裁人に関する規律は設けられていない。

<sup>(161)</sup> 同上, pp.5-7.

されたその定義（類型）は、①紛争の対象の現状維持又は原状回復のための措置、②現に生じ又は急迫した損害の防止又は中止のための措置、③仲裁判断の実現に必要な財産の保全のための措置、④仲裁手続の審理に必要な証拠の保全のための措置の4つである。これらを裁判手続と比較すると、上記①及び②は民事保全法（平成元年法律第91号）上の係争物に関する仮処分（第23条第1項）及び仮の地位を定める仮処分（同条第2項）に相当し、上記③は同法上の仮差押え（第20条）に相当し<sup>(162)</sup>、上記④は民事訴訟法（平成8年法律第109号）上の証拠保全（第234条）に相当する<sup>(163)</sup>。

### (3) 暫定保全措置の発令要件

仲裁法第24条第1項の規定からは、仲裁廷がどのような場合に暫定保全措置を発令することができるかは明らかでなく、その判断は仲裁廷の裁量に委ねられている。

中間試案では、暫定保全措置の定義（類型）について規律を設けるのであれば、その発令要件についても関係者にとって予測可能な程度に明確である必要があるとして、改正UNCITRALモデル法第17A条の規律<sup>(164)</sup>を参考に、暫定保全措置（証拠の保全のための措置を除く。）の発令要件について明文の規律を設けることが提案されている。中間試案で提示されたその発令要件は、①申立人に生ずる著しい損害を避けるため暫定保全措置を必要とすることと、②本案について理由があるとみえること<sup>(165)</sup>の2つである。他方、証拠の保全のための措置については、その発令の可否の判断を、証拠の客観的性質や証拠を取り巻く事情に応じた仲裁廷の裁量に委ねるため、暫定保全措置の発令要件に係る規定は適用しないこととされている<sup>(166)</sup>。

### (4) 予備保全命令

改正UNCITRALモデル法は、暫定保全措置の被申立人に通知をすることが暫定保全措置の目的を損なうおそれがある場合には、仲裁廷は暫定保全措置の被申立人に通知することなく予備保全命令（preliminary order）を発令できると規定している（第17B条）。

中間試案では、改正UNCITRALモデル法の予備保全命令に関する規律を設けないとの提案がされている<sup>(167)</sup>。その理由としては、予備保全命令は、暫定保全措置の申立てがされたことを他方の当事者に知られないようにする必要がある場合（いわゆる密行性が求められる場合）を念頭に、他方の当事者への通知を要しないこととしたものであるが、同法第17C条では、予備保全命令が発令された後直ちに被申立人にその旨を通知しなければならないとされている

<sup>(162)</sup> 民事保全法では、仮差押え、係争物に関する仮処分及び仮の地位を定める仮処分を総称して「民事保全」という（第1条）。

<sup>(163)</sup> 「仲裁法等の改正に関する中間試案」前掲注(49), p.1; 法務省民事局参事官室 前掲注(55), pp.4-5.

<sup>(164)</sup> 改正UNCITRALモデル法第17A条においては、暫定保全措置（証拠保全に係る暫定保全措置を除く。）の申立てをする当事者は、①暫定保全措置が発令されなければ、損害賠償を命じる仲裁判断によっては十分に償えない損害が生じる可能性が大きく、かつ、その損害が措置の対象となる当事者に生じ得る損害を実質的に上回ることと、②申立人が請求事案の本案において勝利する合理的な見込みがあること、を仲裁廷に証明しなければならない、ものとされている。

<sup>(165)</sup> 本案（仲裁判断に対応する申立事項）について主張する事実が、法律上、当該申立ての趣旨に従った仲裁判断をする理由となる事情に該当すると一応認められ、かつ、その主張する事実が一応認められることをいうものと考えられる（法務省民事局参事官室 前掲注(55), p.9）。

<sup>(166)</sup> 「仲裁法等の改正に関する中間試案」前掲注(49), pp.1-2; 同上, pp.8-10.

<sup>(167)</sup> 「仲裁法等の改正に関する中間試案」同上, p.2.

ことから、予備保全命令に基づいて強制執行をする時点では被申立人に知られることとなり、密行性が十分に担保されていないことのほか、UNCITRAL モデル法の改正時の議論においても、両当事者の公平な取扱い、十分な反論の機会の付与という仲裁の基本原則に反するものであるとして、強い反対意見があったことなどがある<sup>(168)</sup>。

### (5) 暫定保全措置の承認及び執行に関する規律

暫定保全措置の承認に関する規律について、中間試案では、暫定保全措置（仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わない。）は、その効力を有するとの規律を設けることが提案されている。その理由としては、改正 UNCITRAL モデル法第 17H 条第 1 項は、仲裁廷によって発令された暫定保全措置は、同法第 17I 条第 1 項所定の事由がない限り、拘束力を有するものとして承認されなければならないとの規律を設けていることから、これに対応する規律を設けるべきであることのほか、暫定保全措置の承認に関する規律を設けることにより、特段の手續を要さずに、暫定保全措置につき一定の効力が認められることが明確になることなどがある<sup>(169)</sup>。

また、暫定保全措置に基づく強制執行を許すべきでない事由（執行拒否事由）の有無については、裁判所の審査に委ねることが相当であることから、中間試案では、仲裁判断の執行決定に関する仲裁法の規律（第 46 条）と同様に、裁判所が暫定保全措置の執行拒否事由の有無を審査して強制執行の可否を決定する制度を設けることが提案されている<sup>(170)</sup>。

## 3 調停による和解合意に対する執行力の付与

### (1) 検討状況

国際取引紛争の解決において、世界的に国際調停の有用性が注目され、2020（令和 2）年にシンガポール条約が発効し<sup>(171)</sup>、また、「成長戦略フォローアップ」<sup>(172)</sup>において、「オンラインでの紛争解決（ODR）の推進に向けて、民間の裁判外紛争解決手続（ADR）に関する紛争解決手続における和解合意への執行力の付与…（中略）…等の認証制度の見直しの要否を含めた検討」を 2020（令和 2）年度中に進めることとされた。このような状況の下、部会においては、国際調停の実効性を確保し、その活性化を図ることは国際仲裁の活性化に資するものと考えられることから、調停による和解合意<sup>(173)</sup>に対する執行力の付与についても調査審議の対象とされ、調停による和解合意に執行力を付与することの必要性及び許容性<sup>(174)</sup>のほか、国内法制との整合性も含めた検討が行われた<sup>(175)</sup>。

<sup>(168)</sup> 法務省民事局参事官室 前掲注(55), p.11.

<sup>(169)</sup> 同上, pp.19-20.

<sup>(170)</sup> 同上, pp.20-21. 暫定保全措置の承認又は執行が拒絶される事由については、「仲裁法等の改正に関する中間試案」前掲注(49), pp.3-6 を参照。

<sup>(171)</sup> 前章（第 IV 章）第 2 節 (1) を参照。

<sup>(172)</sup> 「成長戦略フォローアップ」前掲注(43), pp.68-69.

<sup>(173)</sup> 調停による和解合意とは、調停（当事者が、一定の法律関係に関する民事上の紛争について、調停人の仲介により、和解による解決を試みる手続）において成立し、書面によってされた当事者間の合意をいう（「仲裁法等の改正に関する中間試案」前掲注(49), pp.8-9）。

<sup>(174)</sup> 「仲裁法制の見直しを中心とした研究会報告書」では、立法により債務名義となる文書を認めるためには、債務名義が強制執行という債務者の財産権への侵襲を基礎づけるものである以上、それを正当化するに足りるだけの実質を備えた文書であることが必要であり、和解合意の内容（実体的正当性）及び和解合意の成立に至る手続（手続的正当性）の双方が考慮されなければならないとされている（商事法務編 前掲注(5), p.108）。

<sup>(175)</sup> 法務省民事局参事官室 前掲注(55), p.39. 調停による和解合意の個別の論点については、同, pp.40-69 を参照。本稿においては、そのうち、執行力の付与される範囲に関する論点について取り上げる。

## (2) 執行力を付与する代替手段

現行法上、調停による和解合意は、債務名義<sup>(176)</sup>とされていないため執行力がなく、また、それ自体に執行力を付与するための手続もない。そこで、調停による和解合意を執行するため、①執行証書<sup>(177)</sup>(民事執行法(昭和54年法律第4号)第22条第5号)、②起訴前の和解<sup>(178)</sup>(民事訴訟法第275条第1項、民事執行法第22条第7号)、③和解合意を内容とする仲裁判断(同条第6号の2)<sup>(179)</sup>を代替手段として用いることが考えられる<sup>(180)</sup>。しかし、上記①の執行証書については、その対象は金銭支払等に限定されているため(同条第5号)、例えば不動産の引渡債務には利用できない。上記②の起訴前の和解については、管轄権のある簡易裁判所に申立てをする必要があり(民事訴訟法第275条第1項)、期日につき予測可能性が低く、その間に一方当事者が和解の意思を覆すおそれもある。上記③の仲裁判断については、仲裁合意の締結等、仲裁手続の開始が必要となり、また、理論的には、既に和解が成立しているため、仲裁の対象である「紛争」が存続しているかについても議論の余地がある。このように、上記①～③を調停による和解合意を執行するための代替手段として用いることには、いずれも限界がある<sup>(181)</sup>。

## (3) 執行力を付与し得る対象となる和解合意の範囲

シンガポール条約は、UNCITRALが国際商取引法の漸進的な調和と統一を目的とする国際機関であることのほか、締約国の国内法制に干渉することを避けることから、執行力を付与し得る対象となる和解合意について、「国際性」を有するものに限定しているが(第1条第1項)、国際性を有しない調停による和解合意についても、その対象とすることに一定のニーズがあり、その適用範囲が問題となる。

中間試案では、シンガポール条約を参考に国際性を有する調停による和解合意のみを適用対象とする案(甲案)と、国際性を有する調停による和解合意に限定せず国内の事案も適用対象とする案(乙案)の両案が提案されている。このうち、乙案については、国内における全ての調停による和解合意を適用対象とする案(乙1案)と、国内の事案については、その適用対象とする調停による和解合意に一定の制限を設けることとし、その一例として、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(平成16年法律第151号。以下「ADR法」という。)第2条第3号に規定

<sup>(176)</sup> 債務名義とは、形式的には、民事執行法第22条各号に定める文書を指し、実質的には、一定の私法上の給付請求権の存在と内容を表示する文書で強制執行を行うことが法的に認められたものをいう(商事法務編 前掲注(5), p.106)。

<sup>(177)</sup> 執行証書とは、公証人が作成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているものをいう(民事執行法第22条第5号)。

<sup>(178)</sup> 起訴前の和解は、訴訟上の和解と異なり、同じく裁判所が関与する和解であっても、簡易裁判所で行われる和解であり、訴訟係属を前提としない点に特色がある。実務上は、起訴前の和解が申し立てられるに際し、既に当事者間において手続外で和解が成立していることが多く、双方が揃って裁判所に出頭してあらかじめ作成した和解条項に基づいて和解調書(民事訴訟規則第169条)を作成してもらう場合が大部分であり、このことから「即決和解」とも言われる(中野貞一郎ほか編『新民事訴訟法講義 第3版』(有斐閣大学双書)有斐閣, 2018, pp.434-435)。

<sup>(179)</sup> 強制執行は債務名義がなければ行うことができないところ、執行証書や和解調書は、直ちに債務名義となるが、仲裁判断は確定した執行決定を得て初めて債務名義となる(民事執行法第22条、民事訴訟法第275条)。調停による和解合意についても、部会における検討の方向性としては、当該和解合意に対して裁判所における決定手続によって執行力を付与する規律を設けることを想定している(法務省民事局参事官室 前掲注(55), p.39)。

<sup>(180)</sup> 執行証書及び起訴前の和解(即決和解)については、使用言語等の観点から、国際性を有する和解合意において、これらを利用することは容易ではないとの指摘がある(同上, p.45)。

<sup>(181)</sup> 山田 前掲注(33), pp.66-67。

する認証紛争解決手続<sup>(182)</sup>により成立した和解合意を適用対象とする案(乙2案)の両案がある<sup>(183)</sup>。

甲案の理由としては、国際性を有する調停による和解合意については、国際性を有しないものと比較して執行力を付与する必要性が高いことのほか、多くの場合において、一定額以上の商取引に関する紛争について当事者双方に法曹有資格者等の専門家が手続代理人として選任され、そのような当事者が慎重かつ十分な検討を重ねた上で和解合意に至る可能性が高く、執行力を付与することにより懸念される弊害が典型的に小さいことがある。これに対し、乙1案の理由としては、国内の事案についても調停による和解合意に執行力を付与する必要性が高いものがあり得ること、調停人の関与により当事者が慎重かつ十分な検討を重ねて和解合意に至る蓋然性が高まることから国際性の有無により執行力の有無を区別する合理的理由はないこと、一定の紛争類型を適用対象から除外<sup>(184)</sup>した上で典型的に和解合意の真正性に疑義が生じる事由を執行拒否事由として規定し、裁判所の関与する執行決定手続において執行を拒否すれば足りることなどがある。また、乙2案の理由としては、国際性を有しない調停による和解合意については、紛争の類型や当事者の特性等に様々なものが含まれることが想定され、調停の実情も調停機関や調停人によって大きく異なり、当事者間の相対交渉による和解契約と区別することが難しいものも含まれ得ることのほか、ADR法上の認証制度は国民に安心して利用することのできる手続の選択の目安を提供するものであるから、その趣旨からすれば、認証紛争解決手続により成立した和解合意に執行力を付与するとの考え方を採用し得ることがある<sup>(185)</sup>。

## おわりに

日本は、仲裁に関し、比較的長い歴史と国際標準の法制度を有しているが、これまでのところ、日本における国際仲裁の利用件数は、その経済力に比し低迷が続いている。その原因としては、日本企業の国際取引紛争の解決に関する認識、日本を仲裁地等とする国際仲裁に対する海外における評判など様々なものが考えられる。

国際仲裁を活性化し、日本を仲裁地等とする国際仲裁を魅力的なものとすることは、自国企業の紛争解決の利便性を高めるだけでなく、法の支配をもたらすインフラストラクチャーを国際社会に提供することを意味し、国際的地位を高めることにも繋がる。そのためには、ハード・ソフト両面で官民一体となった中長期にわたるより一層の取組が求められる。

仲裁法制については、暫定保全措置に対する執行力の付与に関する問題とともに、調停による和解合意に対する執行力の付与に関する問題も重要である。これらの仲裁法制に関する法制審議会における検討は、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する取組の一環として、その動向を今後とも注視していく必要がある。

(ちはら まさひろ)

<sup>(182)</sup> ADR法は、民間型ADR機関が和解の仲介業務について法務大臣の認証を受けることができるとして、民間型調停の認証スキームを定めており(第5条)、認証紛争解決手続とは、当該認証を受けた民間型ADR機関が行う紛争解決手続をいう(第2条第3号)。

<sup>(183)</sup> 「仲裁法等の改正に関する中間試案」前掲注(49), pp.9-10.

<sup>(184)</sup> 中間試案においては、シンガポール条約の規律を参考に、消費者紛争、個別的労働関係紛争及び家事紛争に関する調停による和解合意について、執行力を付与し得る対象から除外する規律が提案されている(同上, pp.10-11)。

<sup>(185)</sup> 法務省民事局参事官室 前掲注(55), pp.43-48.